



請に応ずる旨の要請の保証がないとき等を除き、共助に必要な証拠を収集してこれを提供することがであります。

その二是、外国からの共助の要請は、原則として外交機関を経由するものとし、法務大臣は、要請に応ずることが相当であると認めるときは、検事正に共助に必要な証拠の収集を命じ、または國家公安委員会もしくは司法警察職員の置かれている國の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること等の措置をとるものとすることあります。

その三是、検察官または司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、関係人の取り調べ、鑑定の嘱託、実況見分等のほか、裁判官の発する令状により、差し押さえ、捜索または検証をすることができます。また、検察官は裁判官に証人尋問の請求をすることがであります。

その四是、国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外國の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、要請に係る犯罪が政治犯罪であるとき等を除き、都道府県警察に必要な調査を指示し、または司法警察職員の置かれている國の機関の長に協力の要請に関する書面を送付することができるものとし、警察官または國の機関の職員は、調査に關し、関係人に對する質問、実況見分等をすることができるものとすることであります。

なお、本法案は、航空機疑惑問題等防止対策の一環をなすものでありまして、この制度が確立された場合には、相互主義の保証のもとに、わが国から外國に同種の共助の要請ができることとなり、國際犯罪の防止を図る上において、その意義はきわめて大きいものがあると考えるのであります。

以上がこの法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(塙山昭範君) 以上で両案の趣旨説明聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたしま

す。

○委員長(塙山昭範君) 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日、参考人として学習院大学教授遠藤浩君、弁護士井田恵子君、同じく弁護士阿南三千子君の御出席をいたしております。

この際、参考人の方々に一言ございさつを申します。

本日は、御多忙中のところ本委員会に御出席を上げます。

いただきまして、まことにありがとうございました。参考人の立場から忌憚のない御意見を拝聴し、本案審査の参考に供したいと存じますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

なお、講事の進め方といたしまして、初めに遠藤参考人、次に井田参考人、阿南参考人の順序で、各十五分程度御意見をお述べいただき、引き続いだ委員の質疑にお答えいただきと存じます。

それでは、まず遠藤参考人にお願いいたします。

○参考人(遠藤浩君) ただいま御紹介にあづかりました学習院大学の遠藤と申します。

民法を専攻している者ですが、このたびの民法の一部改正、家事審判法の一部改正について意見を述べる機会を与えられましたので、専攻している立場から意見を述べさせていただきます。

現代を含めた近代法におきまして相続を認める根拠は次の二つの点にあると通説は言つております。第一は、被相続人名義の財産も配偶者等の協力による潜在持ち分がある、それを被相続人の死

亡の際に清算することにあるんだということが第一点として挙げられております。第二は、被相続人の財産に頼って生活してまいりました相続人の生活保障ということが第二の根拠であるといふにされております。この根拠の上に立つて、社会の動きに応じた民法の改正をいつも考慮してい

りでませんので、やれることから手をつけていくべきもので、私は妥当なものと評価しております。

ただ、家族法、相続法の改正は絶えず社会の動向と歩調を合わせるべきものでありますから、われ

われ学者を初めその衝に当たられる方々にとりましても、今後絶えず検討していく必要があるの

ではないかと思います。

今回の改正につきまして、民法サイドから見ても、今はまだその衝に当たられる方々にとりま

ります。妻と子とが相続人である場合、妻を三分の一、子を三分の二としますと、子供がいわば連

合いたしますと、妻は過半数を得ませんから追

持ち分、相続分の価額の過半数で決することにな

ります。妻と子とが相続人である場合、妻を三分の一、子を三分の二としますと、子供がいわば連

合いたしますと、妻は過半数を得ませんから追

持ち分、相続分の価額の過半数で決することにな

ります。妻と子とが相続人である場合、妻を三分の一、子を三分の二としますと、子供がいわば連

合いたしますと、妻は過半数を得ませんから追

持ち分、相続分の価額の過半数で決することにな

ります。妻と子とが相続人である場合、妻を三分の一、子を三分の二としますと、子供がいわば連

合いたしますと、妻は過半数を得ませんから追

持ち分、相続分の価額の過半数で決すことにな

ります。妻と子とが相続人である場合、妻を三分の一、子を三分の二としますと、子供がいわば連

というような調査がまだ十分にできておりません。しかも国民感情として、兄弟姉妹を相続人と密着した法律におきましては、国民の意識をいわしない場合にそれがそのまま國庫に入るというようなことは、国民感情の上から果たして妥当かどうかという問題も残ります。したがつて、この改正については、今後の慎重な調査と国民意識の動向というようなものを見て検討していく必要があるのではないかと考えております。

それから第二は、今回見送られた非嫡出子の相続分の問題でございます。非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分と同じようにしようとする案が当初考えられましたけれども、結局見送ら

れるということになりました。現行どおりということになつたわけでございます。この問題は、戦後民法を大きく改正しましたときにも、子供に罪はないんだから、法の前の平等という点から言えば非嫡出子も嫡出子も同じ相続分にすべきであるというようなことは当初から言われておりました。私もこの点については多少迷いがあるわけでございますが、世論の多くが現行法を支持している、法律婚を保護すべきであるというようになっておるとするならば、このような現行法の立場を維持していくことやむを得ないのでないのではないかと思います。法律婚を支持していくといふことがわりあい強く言われているようでございますが、必ずしも非嫡出子の問題は法律婚の保護といふことだけではございません。たとえば先妻が死亡して後妻をもらひ、その場合に、後妻を継入されないということになりますと、その間に生まれる子は非嫡出子でございますから、必ずしも法律婚を保護すべきと、つまり妻がいて、そうしてはかの女に生ませるというような場合だけを想定するわけにはいかないわけでございます。

そういうことを考えますと、将来はこの点は慎重にやはり考へた上で、改正する時期が参りまし

たら、改正に私は踏み切った方がいいのではないかと思います。もちろん現在でも直ちに改正すべきだ、法律は国民の意識の先頭に立つて國民意識を引つ張つていく必要があるというような考え方

もございます。しかし、民法のような国民生活に影響した法律におきましては、国民の意識をいわ

ば無視するような形で改正するというようなことは、私は時期尚早ではないかと思います。この問題は将来の検討課題として研究していく必要があ

りますが、この研究していく際に、将来たとえば平等とした場合に起るであろう非嫡出子側と嫡

出子側との相続上のトラブルをどうしたらうまく

さばけるか。たとえば平等とした場合に、非嫡出子の相続分の請求は金銭請求に限るべきだとい

うような考え方も一つの案であらうと思ひますが、

そういういた事柄等を将来の問題として今後とも検討していく必要があるのではないかと存じております。

第三は、このたび創設されました寄与分の制度でございます。この制度は多少遅きに失したと言つても、もしくはいつくらいの制度ではないかと思います。

私は昭和二十六、七年くらいから十年ほど相続の実態調査をやつてまいりました。その実態調査を

通じまして、寄与分という制度を早急にやはり実現する必要があるということを痛感しました。学

会でもそのことを発表したことがございますし、

そのことを書いたこともござります。家庭裁判所の実務の上でも寄与分を考慮しているように承つておりますし、そのような判例もございます。被

相続人の事業に力を尽くしている相続人は、被相

続人といわば一種の組合を形成しているようなものでございます。したがつて、被相続人の死亡の

ときにその財産を清算する。清算する場合に、力を

尽くした者の取り分が大きくなるということは当然のことだらうと思うわけでございます。そういう

よろうなことからして、その寄与分の制度は時宜を得た制度であろうと思います。

問題は、相続人以外の者の寄与分をこの際考慮する必要はないのかということでございます。

たとえば、被相続人の事業を助けた子の妻とかある

いは被相続人の子が相続人である場合の同居して

いる被相続人の妻といったようなものは、その他の事情の中に

従来入れていましたものを具体的にあらわしてき

めることになりますと、いわば相続の理念とどこで調和させるかという根本問題に触れるこ

とになります。ですから、その点につきましても

将来の課題として、どういうようにすればこの人たちは公平ないわば働いた分に対する報酬を与えることができるかということを検討すべきだろ

うと思います。

それから内縁の妻につきましては、從来も相続人といふべきだという主張がございますし、何人かの

有力な学者はいまでもそのように主張しております。これは立法論としてではなくて、民法の解釈

論として配偶者の中に内縁の妻を入れるべきだと

いふ言葉でくくつてみても、たとえば隣に住んで

いる被相続人の子の妻、要するに協力を惜しまなかつた子の妻はその同居から漏れるわけでござい

ます。そうしますと、公平といふことを徹底しま

すと、遺産分割を繰がせまして、寄与した者を全部申し立てをさせる。その上で公平な分配を図る

というようなことになるわけでございます。そう

しますと、大変慎重なこれから準備作業といふよ

うなものも必要でございますし、相当な予算措置を伴うものだらうとも思います。かつて、たとえば

友人で、被相続人が事業で苦しんでいるときに融資をしたあるいは励ましてやつた、そのためには事業が大変うまくいったというような者も寄与分の中に入れるとしますと、これはすべての債権者が

寄与分の中に入るというのと同じことでございま

して、こういう者の寄与分は財産法的に私は処理すべきものではないかと思います。つまり、不当利得の返還請求とかあるいは物権的請求とかある

いは契約上の債権関係といふようなもので処理し

ていった方が現行法から見て妥当ではないかと思

います。むしろ筋論としては、相続の問題で処理するならば被相続人の子の妻に代襲相続権を与え

よとか、あるいは内縁の妻を相続人としろといつ

たような主張の方が相続の問題としては筋が通る

わけでございます。前者の代襲相続権を認めよ

うことについては、これも戦後の民法改正の当

時からある一部の人によって強く主張されてまいりました。しかし、現行の相続の制度が、被相続

人と一心同体である配偶者と血のつながりのある

人は財産を承継させるというたまえをとつてお

りますので、代襲相続権を被相続人の子の妻に認

めたというところで、一層基準が明瞭かになつた

たということでございますから、改正して少し

も差し支えないところでございます。

また、家事審判法の改正は、私は実務に明るく

ありませんので、後でお二人の弁護士さんから述

べられる存じますが、これも從来実務の上から

○委員長（東山昭範君） どうもありがとうございました。  
　　どういう措置がぜひ必要だと言われたことでござ  
　　いまして、妥当な措置であつたと存じます。  
　　これで意見を終わらせていただきますが、のど  
　　を痛めておりまして、大変惡声になりますて、御  
　　容赦いただきたいと思ひます。  
　　ました。

次に、井田参考人にお願いいたします。

○参考人(井田恵子君) 御紹介いただきました弁護士の井田でござります。

ます。民法改正からでございますが、第一点の配偶者の相続分の引き上げについてでございます。私は今回の改正案に賛成でございます。法案は、相続人が配偶者と子供の場合あるいは配偶者と親等の直糸尊属の場合、それから兄弟姉妹の場合、いずれの場合につきましても現行法より大幅に相続分を引き上げようという趣旨でございます。この改正をうつむいてしまつて里口でござ

西側者も結構いましたね。畢竟新生活の大歴史が行われましたときの大きな柱でございました。しかし、昭和二十年当時に比べまして考慮すべき状況というものが大変変わっております。これは核家族、まあ家族構成が大変変わったということでもちろん大きな理由でございます。いわゆる核家族化が進行してまいりました。それから子供の数も非常に減っております。片や平均寿命というものが大変に伸びております。男性が約七十三歳、女性が八十歳近く、七八八・三三というような年齢になつている時代でございます。また、かつてのよくな家庭制度のもとでの家というものがございませんから、妻は娘家から守られるとかあるいは実家から守られるというようなことがございません。

で、扶養の構造も大きく変わりました。子供に母親が扶養を期待すべきものでもございませんし、また子供自身は自分たちの生活で手いっぱいです。しかも、相続財産の内容は、かつての家業的なものよりも、結婚後夫婦の協力でつくられたというものが非常に多くなってきてるわけでございます。現行の民法でいきますと、配偶者の相続分は、子供が二人のときにはちょうど配偶者と同じになります。子供が一人のときは配偶者の相続分は半分にすぎないというような状況でございます。しかも、先ほど申しましたように平均寿命が大変長くなっていますから、父親が死亡した時点で子供は相当の年齢になってしまいます。そういうときに起きる相続、これを考えてみますと、現行の配偶者の地位というのではなく過ぎるんじゃないかと考えるわけでございます。

改正法案が相続につきまして夫婦というものを基本的な家族の構成単位と考えて配偶者の相続分を引き上げるというふうに提案しましたことは、配偶者の地位を尊重し、特にこれから高齢化社会に入つてまといつてあるわけでございますけれども、夫が亡い後の妻の生活の安定というものにも大変寄与するであろう。こういう観点から私は妥当な改正案であろうと賛意を表する次第でございます。

ただ、問題になりますのは兄弟姉妹の相続権についてでございます。これはもちろんその代襲相続も含めての問題でございますけれども、現在、都市におきましては、被相続人の家族が被相続人の兄弟姉妹と一緒に住んでいるとか、それからまた兄弟姉妹が遺産の維持、形成に関与している、寄与しているというようなことも大変に少なくなっておりまます。特に遺産が夫婦だけで築かれた家が一軒あるというようなときに、兄弟姉妹が法律に相続分がありますからということを盾にして主張してくると、そこで大変に配偶者との間でトラブルが起きるというケースが少くないわけでございまして、そういう場合におきましては、夫の

兄弟姉妹に相続権を認めるということは不合理でさえございます。しかし、都会だけではございません。地方などの場合にはまだ先祖伝来の遺産とこれは八百七十七条でございますけれども、兄弟姉妹には直系血族と並んで扶養の義務が現在もございます。そういうような観点からいたしますと、将来は兄弟姉妹につきましてはこの扶養義務も解消していく、それからあわせてこの相続分といふものも解消していく方向に向かうべきではなからうかというふうに考えておりますけれども、ただ現段階いたしましては、兄弟姉妹には遺留分がございませんので、そういう活用の余地もございますから、現在は、現段階の過渡的措置としては、この法案で相続分を現行の三分の一から四分の一に減らして、しかも代襲相続人はおい、めいどまりで切るという、こういう現実的な措置、これは妥当なことではなかろうかというふうに考える次第でございます。

次に、寄与分の規定について意見を申し述べたいと思います。

相続人の実質的な公平の見地から申しまして、民法に寄与分の規定を設けるということに賛成でございます。特に被相続人から生前贈与を受けた場合、あるいは生計の資本としてすでに財産をもらつたりした特別受益者につきましては、民法の九百三条で相続の際にその分を減らすという措置がござりますのに、逆に、被相続人の遺産の維持、形成に貢献した人につきまして、それを考慮する規定がないということは、これは大変片手落ちではないかということが從前から言われてまいりました。実際にも本当にそういう不公平な事例というものはいっぱいございます。家庭裁判所の審判におきましては実務的に審判例の積み重ねで認めてきておりますけれども、それだけやはり現明文の規定でやはりはつきりと掲げることがよからうといふふうに思うわけでございます。特に妻

の場合でございますが、妻はその夫とともに、あるいは夫にかわりまして、家事、育児のほかに農業や自営業に長いこと従事していくという妻がいる場合でございます。また共働きをいたしまして、共同の財産をつくるということも多いわけですけれども、現実にはその名義が夫のままになっていることが多いが望ましいわけでございまして、現実のそういう必要性の点からも私は寄与分の規定の新設に賛成でございます。

ただ、若干懸念されますことが一、二ございます。

まず、その寄与分というのは、その観念 자체が非常にあいまいなものでございます。本来被相続人との間できちんと契約をしておく、たとえば農業なら父子契約を結んでおくとかあるいは自営業の場合でも報酬契約を結んでおくとか、あるいは夫婦の間でも共働きで物を買ったならば共有にしておくとか、事前に防ぐといいますか、解決における問題もかなりあるわけでございます。できればその方が本当は望ましいわけで、なるべく寄与分、寄与分といつて後に問題にならない方がいいにこしたことはございませんです。しかし、やはりこの規定が新設されると、これに基づく権利主張が多くなってくるであろうということが予想されます。これはやはり家庭裁判所の紛争とうものを増加させることにもつながってくるんではなかろうかと思うのでございます。

寄与分が問題になりますのは、これまで多く農業とか商業、町工場などの自営業の場合でございますが、今回の改正案では「被相続人の療養看護その他の方法」による場合というのも入っておりまます。この点いさか私は懸念するわけでござりますけれども、この「療養看護」というのは、体どの程度までが通常の療養看護といいますか、扶養として寄与分に当たらない場合であらうか。それからまた、この寄与分の主張ができるといふ

のはどういう場合であろうかというその境目が、境界がちょっととはつきりしないように思うのですがあります。この法案では、「維持又は増加」に寄与したということと、それから「特別の」という文言が入っておりますので、普通の療養看護では入らないんであろうという、抽象的にはわかるんですけれども、しかし一体、長期でしかも重病でというような場合、それがどの程度までなら特別で、どの程度までは普通なのかという境目のあたりの判定に大変混乱が生じてくるんじゃないかなという気がいたします。しかもこの規定を設けますと、何か感じとしまして親孝行の押し売りみたいな感じもしないではございません。できれば余り寄与分と言わずにこれは不当利得なり事務管理なりの権力的な考え方で解決できるものはすべきであろうというふうに思うわけでございます。

また、扶養との関係につきましてちょっとと混乱が生じてくるんじゃないかなと思います。これは

御意見を伺いますと、通常の扶養は入らないといふふうに御説明でござります。一般的の親子なんかの扶養についてはここに入らないんだと言つています。それからもう一つは、「被相続人の事業に関する」云々ということになつていて、主に農業とか自営業でござりますけれども、これもかつての家業の維持的なことになつてまいりますと時代に逆行するようなことも考えられないではない。やはり適切な運用を期待しなければならない点であります。

なお、寄与分につきまして一番問題になります

のは、先ほど遠藤参考人がおっしゃいましたように、これを主張できる寄与分権利者の範囲でございます。法案は相続人に限定しておりますが、わが国の実情からいたしますと、相続人以外の者では被相続人の遺産の維持、増加に寄与した人というの

のは相当ございます。農業や自営業に携わってきた

た場合のいわゆる嫁でございます。それから内縁の妻とか養子縁組み届けをしていない事實上の養子、特に農村なんかでは父や息子にかわって息子の奥さんが農地の耕作をしたり、また息子が亡くなつた後も家に残つていて義父母の世話をすると

いうことがたくさんあるわけでございます。しかかも今回の改正案の中には、先ほど申しましたように「療養看護」ということが入っております

で、特に息子の妻の寄与というものは見逃せないところではなかろうかと思うのでございます。

これは、全国社会福祉協議会といふところで、特に息子の妻の寄与といふものは見逃せない

ところではなかろうかと思うのでございます。

全国民生委員兒童委員協議会が昭和五十二年に行つた調査「老人介護の実態」を見ましたところ

が、寝たきり老人の介護に当たっておりますのは、一番多いのはいわゆる嫁になっておりまし

た。市區では嫁、婿が三五・五%、次いで配偶者

が三一・四%、子供は二三・三%という結果でござります。さらに、町村では嫁、婿が四二・七%

とふえております。配偶者は三二・一%、子供は一七%にすぎません。しかも、その介護者は介護

のために勤めをやめる、あるいは休職にするところでも勤めるという、とにかく無理をすると。そのた

めに過労で睡眠不足、いろいろと自覚症状が出でます。そういう人が大部分でござります。生活上

も勤めに出られないとか外出できない、自分の

時間が持てないと、いろんな影響があるわけですね

が多いくわゆる嫁という立場にある女性の手で現

して、そういう人が大部分でござります。

夫婦財産制、特に離婚の際の財産分与の規定の改

正というものが今後行われていくことを期待して

やまないものでございます。

次に、民事審判法の改正について申し上げま

す。

民法とあわせて民事審判法の改正が行われること

は、方向として大変要當なことと賛成いたしま

す。特に、審判前の保全処分の制度を設けまし

て、これに形成力、執行力を付与するという点

は、これまでの不備を補つて、より審判の実効性

といふものを高めるもので評価いたしております。

ただ、調停中の保全処分について、この場合

についても同様な執行力、形成力を職権あるいは

申し立てで認めるべきではなかろうかといふふうに考へるものでございます。ちょっとと考えます

と、調停の段階では当事者を刺激して互譲の趣旨

に欠けるのではないか。調停中にこういうよ

う執行力だとか形成力というものを認めるとまずい

んじやなかろうかといふふうな一見疑問も出てま

りますけれども、しかし、わが国は、家事事件

については調停前置というたまえをとつております。

しかし、婚姻費用の分担の請求あるいは

扶養料の請求といった事件では、多くは生活に大

変困窮していく、きょうあすの生活にも困るとい

うような人が申し立てる場合が相当多いわけでござります。これを調停が終了するまであるいは審

判までというこになつてきますと、相当に時間がかかります。最近は離婚が大変ふえております。

反面、権利意識というのも大変高まって、調停

が大変長引いたり、困難であることが多い

わけでございます。

なお、改正案で分割の基準に関する九百六条の改正、遺留分に関する規定の改正につきましては

賛成でございます。

なお、この機会に私見を申しますと、民法の改

正につきましては遠藤先生がおっしゃいましたよ

うに、これは深く夫婦財産制の問題と関連した問

題でございますので、相続の場合だけではなく、

夫婦財産制、特に離婚の際の財産分与の規定の改

正というものが今後行われていくことを期待して

やまないものでございます。

次に、十五条の三の改正でございますが、審判

前の保全処分につきまして民事訴訟法の規定を準

用しておりますが、仮処分などには担保の供与、

保証ですね、これを命ずることができるわけでござりますけれども、家事事件というものの性格が

上がるると、こういうことになつておりますの

で、これは大変結構なことだというふうに考えま

すが、やはりこれは保全処分につきましても執行

力、形成力を調停段階から付与されることを望む

ものでございます。

次に、十五条の三の改正でございますが、審判

の範囲から外してしまうということに私は大変に

疑問を感じるわけでございます。

一体、息子の妻、いわゆる嫁が介護した場合

ができるということになるんだろうか。その辺は

ちょっとはつきりしないわけでございます。で、

夫がいない場合には絶対に相続人でない嫁は受け

と賛成をいたします。

最後に、この相続税法の改正につきまして申し述べたいと思います。

今回、相続法で配偶者の相続分が変わることに対応いたしまして相続税法の一部改正が上程されております。つまりこれは十九条の二の二号でございますが、これを改正いたしまして、配偶者が取得した財産のうち遺産額の二分の一までは相続税を課さないというふうにしようという改正案が提案されております。これは配偶者相続権を実効あらしめるために多数の配偶者にとりましては大変メリットのあることで結構なことだというふうに私は思います。けれども、遺産の額を全く不問にしたことにつきましては疑問を抱く次第でござります。

配偶者の相続分というものは、遺産の形成、維持に対する生存配偶者の協力とか生活保障というような意味がござりますけれども、配偶者の協力、貢献といいうものは相続財産の多い少ない——多いということと比例するものではございません。財産があるほどむしろお手伝いさんを使ひなどしまして、家事等についての協力が逆に少ないという場合の方が普通でございます。また、生活保障というような観点から言いましても、うんと高額な資産家の場合には、その保障の必要性といいうものは逆に少ないわけでございます。そういう観点から言いまして、理論的にも、この比例して全く遺産の額を不問にして青天井にしたということにつきましては、私は問題だというふうに考えるわけでございます。

これにつきましては、まだ次の相続が開始されるのでそのときでもいいじゃないかというふうに考へる向きもござりますけれども、やはりこの税制というのは富が過度に集中するということに対応するべきものでございます。そして、租税力のある者は税金を納めるべきでございます。すべての場合に二分の一非課税ということにいたしましたと、高額な資産家の配偶者を不公平なまでに

優遇してしまう、そういう結果を持つようになります。非課税の対象に私は最高限度を設けるべきであろうと考へる次第でございます。

その上で配偶者の非課税の措置は、相続人が配偶者と子の場合だけでなく、直系尊属、親との相続あるいは兄弟姉妹と相続する場合につきましても、やはり法定相続分に応じて非課税とする、そういう措置がとられることが適切妥当ではなかろうかと考える次第でございます。

一応意見を申し述べさせていただきました。

○委員長(筆山昭範君) どうもありがとうございました。

次に、阿南参考人にお願いいたします。

○参考人(阿南三千子君) ただいま御紹介にありました阿南と申します。

私は、昭和四十八年から弁護士をしておりまして、まだ七年がやっと終わって八年目が始まるところです。

この時代と現在とでは法の予想する家庭とか世帯

い基本的個人尊重と平等主義の見地から旧民法の

改正の一部として行われたものです。ところが、

この時代と現在とでは法の予想する家庭とか世帯

とかに相当の変化がありました。社会を構成する最小単位としての家庭はいわゆる核家族化と言われる、配偶者双方と未婚の子供たちで構成される

傾向が大変強くなっています。しかも子供の数は現在において一人ないし二人にいきません。そ

うかと考へる次第でございます。

一応意見を申し述べさせていただきました。

○委員長(筆山昭範君) どうもありがとうございました。

次に、阿南参考人にお願いいたします。

○参考人(阿南三千子君) ただいま御紹介にあずかりました阿南と申します。

私は、昭和四十八年から弁護士をしておりまして、まだ七年がやっと終わって八年目が始まるところです。

この時代と現在とでは法の予想する家庭とか世帯

とかに相当の変化がありました。社会を構成する最小単位としての家庭はいわゆる核家族化と言われる、配偶者双方と未婚の子供たちで構成される

傾向が大変強くなっています。しかも子供の数は現在において一人ないし二人にいきません。そ

うかと考へる次第でございます。

一応意見を申し述べさせていただきました。

○委員長(筆山昭範君) どうもありがとうございました。

次に、阿南参考人にお願いいたします。

○参考人(阿南三千子君) ただいま御紹介にあずかりました阿南と申します。

私は、昭和四十八年から弁護士をしておりまして、まだ七年がやっと終わって八年目が始まるところです。

この時代と現在とでは法の予想する家庭とか世帯

いと考えるものです。

たとえばの話ですけれども、これは案ですから、わざでし、こうした積み重ねの中から準婚、内縁配偶者に対する配慮を考えていくべきだと思います。そこで、いろいろな方向性があると考えられます。また、立法という方向から、必ずしもそういう方向性ではない、民法的な考え方から先ほど先生に論じていただきましたが、そういう方向性も考えられるわけなんですねけれども、いずれにしろ、そういう方々の配慮ということを考えていきたいと思います。

次に、嫡出子と非嫡出子の相続分に区別を設けた点でございますけれども、非嫡出子は、出生に関し自分が選択した上で非嫡出子になつたわけではなく、非嫡出子の将来に関して、嫡出子に比して苦い差別が予想されるものです。法律婚制度及びその根底に流れるものでその差別を是認するものか、現在において大変回答に困るものですね。方向性としては是正措置を考えながら、時期を選んで具体化してほしいと、こう考えていきます。

次に、代襲相続に関する問題です。これに關してですが、今回の法案では代襲相続に関する兄弟姉妹の子の程度にとどめるというふうな歴史的根柢がありますけれども、これが改正案として出ているわけなのです。兄弟姉妹の代襲相続に關して、血統主義から現行法どおりの徹底した代襲相続をとるべきものであるか。前に述べましたとおり、核家族化された社会の中で被相続人と兄弟姉妹との関連もあわせ考えるとき、また被相続人の兄弟姉妹自身、おい、めい自身であれば、これは被相続人との関連で面識もあり、大なり小なりの相互関連や援助協力、そういうことも考えられるんですけれども、そのいよいよの子に至つては面識さえ危ぶまれるよ

うな状況ではないかと思量いたします。  
また、実務上も遺産分割手続を進める上において非常に相続分が細かくなり、たとえば何十何分の何というような、ひどいときになりますと何百何分の何というような非常に複雑な相続分として関係を生じてきました上に、代襲相続人の行方がどこにいるかわからない。その調査が必要になりますし、その手続を完了するということについては複雑で時間的な問題で手間のかかるところを考えまして、その改正案に賛成するものです。  
ところで、問題になります代襲相続につきましては、これは被相続人の配偶者の代襲相続についての考慮、これは何かと立法の考慮を払っていたみたいと思うのです。配偶者の死亡の順位が、たとえば被相続人の死亡の前と後において、その相続権を認められるか否かになってしまいます。この場合、まして死亡した被相続人ととの間に子供があれば別としても、子供のない場合に死亡した相続人は推定相続人としての立場もあつたはずです。他の推定相続人もその亡くなられた配偶者の方で、生きているときは推定相続人として、不慮の事態に伴い自分の相続人が相続分がふえるというような形になつてくるのではないかと思います。  
確かに、代襲相続自身の考え方、それから今までの流れから見ると、若干異質というようなことも考えないのでないのですけれども、これはどういえば、農家とかいわゆる自営業とか、そういう関係で一生懸命尽くしてこられた長男の嫁と言われる方が、長男が先に死亡した場合の嫁が結局義理の父と母とそういうような関係で、その方々がお亡くなりになつて、その方々の相続財産に關して義理のきょうだいというような方々の間で相続権を主張された場合には、大変苦しいケースになつてくるということが考えられます。立法上確かにそうしたいわゆる立法の流れとか立法の趣旨とか、そういう基本的なことはあるかもしませ

が、これは何らかの立法の処置を求めて、この点だけは不慮のことがほかのことに起るとは思われないと存りますので、これは何とかしていただきたいなと思うのであります。

それから三番目に寄与分に関するでございますけれども、これは從前に、家庭裁判所におきまして遺産分割に際し相続人間の公平を図るという意味で認められてきた制度でありまして、もちろん認めるケースもありまして認めないケースもあつたと、そういう非常に不確定なものを、今回民法の改正におきまして、寄与分制度としてそこをはつきり明文化されることにつきましては、非常に公平を図る意味で結構なことだと思ふのです。ただ、この折におきましても、やはり寄与分の制度そのものは、いわゆる相続人間の公平とは言われても、いわゆる範囲が相続人という特定があるわけなんです。これをもう少し広げて、実質的にいわゆる被相続人に対して、非常に被相続人の相続財産に関してこれに維持、貢献、発展のために尽くしてきた方々に対して、何らかのそういうふうの考慮られないかということは考えられるわけですね。ただ、寄与分制度自身がそういうふうな流れで生まれてきました関係で、そういうふうに発展的に考へることにつきまして若干問題はあると思ふんですが、立法上の問題としてこれを考へていいことはまた別にできる存ります。努力をしていただきたいと思っております。

それから、民法の改正の中で最後に家庭裁判所の遺産分割に関する、従来の遺産分割の方法をもう少しほつきさせた形で特定しております。これは九百六条の改正でありますけれども、従来は「その他一切の事情」として、具体的には審判とかそういうものが「一切の事情」の中に含まれて考慮された事情の中のものを特定し、かつ明文化したものではないか。またそういうようなものではないかと思量いたしますけれども、その際におきまして、こうした深い配慮が払われることは大変よろしいことではないかと思います。たとえばどういうことかと申しますと、遺産相続の相続

人の中におきまして、たとえば精神病の患者がいるとか、あるいはそういう者ではなくても長年病床にある、あるいはそういうようないろんなことから考えまして、あるいは遺産とかそういうことの相続人間の声をはかった遺産分割になるのには、こういう明文化があつた方がよろしいと思つております。

次に、家事審判法の改正に關しましてですけれども、特に同法の十五条の三に關しまして意味がありますけれども、これは前に仮の処分に關することに關しまして、家庭裁判所が積極的にそういう仮の処分を進めるこつによつて、仮差し押さえ、仮処分、そういうようなものに關してこれに關与して、早急で的確な処置を考えられるということについて、特に執行という面から非常に必要なことだと思います。これに伴いまして、財産分配に關して特にその実効がはつきりしてきたと思われるわけです。さらに同法の十五条に關しましても同じようなことが言えると思います。

ただ問題は、これは調停前の、調停申し立て提起の段階のときにはどうするかということについては、従前どおりといふことなんだろうと思いますけれども、それであつては仮処分とか仮差し押さえとか、そういう制度というのは、これはいつ必要が生じてくるかわからないものでありますから、この点の考慮につきまして、調停前まで認められる立法の方向をお願いしたいと思つています。

あと、相続税法の関係ですけれども、先ほど井田参考人が述べられましたことと同じでござりますので、省略させていただきます。

○委員長(兼山昭範君) どうもありがとうございました。

○寺田熊雄君 各参考人の御意見を伺いますと、皆さん全部この法改正に御賛成になつておられますが、それだけじゃございませんで、寄与分の対

象となる人をもつとふやすように、たとえば子の妻でありますとか、事実上の養子でありますとか、内縁の妻もその対象者に含めよといいうような、非常に進歩的な御意見を述べていらっしゃいますので、私としてはもうお尋ねすべきことは相続プロパーの問題ではございません。私たちの党——これは社会党でございますけれども、昭和五十年から大体こうした内容——実はもつと進んでおるんでありますけれども、こうした内容の改正法案を国会に提出してきております。そういう意味で、この相続プロパーの問題では余りお尋ねすることはないのですけれども、ただ、非常にいい機会でございますので、若干、たとえば婚姻の効力でありますとか、夫婦財産制に関する問題などについて、ちょっと御意見をお聞かせいただければ非常にありがたいと思います。

この法務委員会には、国会における女性の議員の方々、ことに参議院の婦人議員の方々から、婚姻の効力の中で夫婦同姓の点ですね、民法第七百五十条を改正して、夫婦別姓の制度を採用しようというような請願がたびたび出ております。この夫婦別姓の制度を採用すべしという婦人議員の請願については、皆様は御賛成になりますか。あるいは反対なさいますか。その点の御意見をまずお伺いしたいと思うのです。

それから第二点としまして、夫婦が相互の協力によって形成いたしました財産、これは学者の意見は、大方、夫婦の共有であるとしておることは、皆様もおっしゃいましたが、しかし、いまの民法や不動産登記法上、夫名義の登記がなされておりますと、やはり夫の固有財産というふうに目されておるが一般的ではないかと思います。その点をどういうふうにわれわれが打開をしていくか。第三者の関係、取引の安全を考えますと、夫名義の不動産は夫の固有財産だと第三者がそれを見ることはきわめて自然でありますし、その立場を崩しますと取引の安全が損われるわけです。しかし、少なくとも夫婦の間においては、これは共有であるとしていいのではないだろうかと、こうい

う見地もあつてでしょう。「二十年以上夫婦であつた妻に対しても居住用の財産を贈与する場合には贈与税をかけない、ただし、それは一千万円を限度」といたしますが。そういう制度があることは御存じだろうと思いますが、これはやはり夫婦間においても夫の名義の登記がなされておる場合は夫の固有の財産だ、という立場で、わざわざそういう非課税の制度を設けたんだろうと思うんですけれども、何とかこの夫婦間の共有というものを一般に広げていく工夫はないものだらうかということをぶんから考えておるわけです。まあ妻思いのどんな様は初めからもう不動産も夫婦の共有にして登記しておくようでありますからして、そういう場合には問題はないんです。夫名義の不動産についての問題でありますのが、この点についてはどういうふうにお考えになりますか。

それから御承知のように、国際私法の分野で法例という法律があることを御存じだと思いますが、その法例では、婚姻の効力について「夫ノ本國法に依ル」という規定が現在あります。夫の考え方ではこれは男女の平等に著しく背馳するという考え方を持つておりますが、皆様方はどうお考えになるか。

以上の三点について簡単に御意見を伺うことができましたら大変幸いです。

○参考人(遠藤浩君) いまの三点でござりますが、第一点の夫婦別姓でいいではないかということがございますが、わが国も昔は夫婦別姓でございました。平安時代は別氏でございました。キリスト教が入ってまいりまして夫婦一体觀ということで、同一の氏を称するということになつたわけですが、私は別氏で少しも構わないと思ひますから、私は別氏でございましたから夫婦共有の登記の促進ということが望ましいわけでして、そのためには税法上の対策というふうなことをせひ考えていただきたいと思うわけでござります。

それから第三点でございますが、私、国際私法は余りやつておりませんのでよくわかりませんけれども、法例全体の立場からやはり検討する必要があるのではないかと思いますので、この婚姻の効力についてだけ検討するということをせひ考えていただきたいと思うわけでござります。

それから国際私法の問題でございますが、私が今まで夫婦財産制の問題でございますけれども、現行民法は夫婦別産制をとつております。これはいま弊害の面が多く言われるんでござりますけれども、別産制がとられましたことには大変大きなメリットがあつたわけでございます。旧民法のときも、まあたてまえとしては別産制のようではありますけれども、夫の管理権とか収益使用権とかいろいろなことがありまして、夫によつて支配されたいたわけでございますけれども、新民法ではそれを取り除いちやつて、それぞれが自分の財産を持ち、自分で処分したり使用収益できるということは、これは夫婦人格対等という観点から大

合によつては何十万という、そういう世論調査をされひやつていただいて、そういう意識がかなりそちらの方に動いているのであれば、私は別氏で差し支えない。むしろその方が従来のわが国の伝統から見ればかえつて望ましいとも言えるわけでございます。

それから第二の点でございますが、夫婦財産の共有という問題ですが、これは立法論として恐らく大部分の学者は共有——将来は共有すべきだと言つたところだらうと思います。それから、現在夫名義の財産は実質上は共有だと言う学者もかなり多くあります。しかし、対第三者に対する関係では名義の財産は実質上は共有だと言う学者もかなり多くあります。それから妻は、一体あなたはどこから金を取得したんだというふうなことを執拗に聞かれることが多いことでもあります。たとえば持ち分を半分ずつと相談を受けたことがございますが、夫婦共有の登記にしたいと言う夫婦は大分ふえております。ところが、税の制約がありましてなかなかそれがおこるといけない。たとえば持ち分を半分ずつと相談を受けたことがございますが、夫婦共有の登記にしたいと言う夫婦は大分ふえております。たとえば持ち分を半分ずつと相談を受けたことがございますが、夫婦共有の登記にしたいと言う夫婦は大分ふえております。たとえば持ち分を半分ずつと相談を受けたことがございますが、夫婦共有の登記にしたいと言う夫婦は大分ふえております。たとえば持ち分を半分ずつと相談を受けたことがございますが、夫婦共有の登記にしたいと言う夫婦は大分ふえております。たとえば持ち分を半分ずつと相談を受けたことがございますが、夫婦共有の登記にしたいと言う夫婦は大分ふえております。

諸外国では夫婦別姓で通しているところもございますし、それぞれその個人として生きていくとあのは離婚したなということがすぐわかる。これは子供の場合も同じでございます。人格を個人として尊重するという観点から、夫婦は結婚に際して別氏を名のることもできるという選択の余地のある改正が行われることが望ましいんではないかというふうに私は考えております。

それから夫婦財産制の問題でござりますけれども、現行民法は夫婦別産制をとつております。これはいま弊害の面が多く言われるんでござりますけれども、別産制がとられましたことには大変大きなメリットがあつたわけでございます。旧民法のときも、まあたてまえとしては別産制のようではありますけれども、夫の管理権とか収益使用権とかいろいろなことがありまして、夫によつて支配されたいたわけでございますけれども、新民法ではそれを取り除いちやつて、それぞれが自分の財産を持ち、自分で処分したり使用収益できるとい

変望ましいことなわけござります。

特に、最近は働く女性というものがふえつてゐる。自分で働いた物を自分の名で所有して、それを利用するというその原則は、人格の独立をはつきりさせる意味で大事なことじやなかろうかと思ひます。したがいまして、別産制というのを基本上に置くということは、これは私は必要であろうと思うんです。ただししかし、そのため起こつていろいろな弊害。あんまり純粋な別産制じゃなくて、これは手直していく必要はあるうと思うのでございます。

そこで、その手直しの方法のつとして、今回問題になつております相続時における改正というものが行われるというふうにも解されるわけでござります。

それから、離婚の際の財産分与といふものがもつと実質的に平等の観点から見直されるということも必要であろうと考えます。

また、居住用の不動産に関しては、これを譲渡するのが勝手に行われることによって他方の

配偶者が受けける弊害といふものは、これは何とか阻止していく方向での改正ができるものであろうか。たとえば居住用不動産を他に譲渡する場合には、他方配偶者の同意を必要とするといふふう

なことも考へられると思ひうるのでござります。  
したがいまして、現行のその別産制を維持しな  
がら手直しのできるところはやるといふうな方  
向が望ましいのではないかと思つております。

居住用不動産につきましての税制の問題がござりますが、これも夫婦ならば何でも贈与しても無税だということは、私はやはりこの別産制のよさというものを失わしてしまうし、また逆に混乱も招いてしまう。第三者から見ると夫の物だと思つたところがいつの間にか妻の物に変わつていたとかいうことにもなつて、取引の安全も阻害いたしますし、これは夫婦だからといって直ちに無税と、贈与税を課さないということは私は行き過ぎであろうと思うのでござります。

ただ、居住用不動産に関しては生活の根拠でございますので、現行の贈与税の制度で婚姻期間二十年の者について一千万円まで非課税と、こういうことになつておりますけれども、これはいまの状況から見ますと、わりに若い夫婦がどんどんローンなんかで不動産を購入する、居住用不動産を持つ機会が多くなつております。ある調査によりますと、もう十年前後で不動産を購入するという傾向が出てきているわけなので、そういたしましてこの二十年という期間はいさか長過ぎるんではなかろうかと、したがつて、これの期間の短縮、あるいは現行では一千万まで控除というふうになつていますが、それをもう少し上げるとかいうことでそこは対処できるんではなかろうかといふふうに考へるわけでござります。

それから法例の点につきましては、仰せのとおり、私はこれは夫の本国法によるということはやはり男女の平等の観点に著しく反すると、その観点から私も現在の法律には疑問を抱いております。

以上でございます。

ると、今度はいわゆる呼称としてのものと、ある人はそうだしある人はそうでないと、そういうことはできませんので、一齊にやはり戸籍上そうなるというようなことになつてきます。いずれにしろ夫婦別——私の考えでは氏というは家族の一つの呼称でございますので、どちらにしてもそうちお答えを、質問をしていただきました人のおつしやる危険性とか、そういう考え方を必ずしも別にしなきやならないとか、そういうことまでは考えていません。ただ、どうしても氏について男女平等なんだからそういう形でそうしたいという方向になりますれば、私の考えでは方法はいずれにとつてもいいということになりますので、そういう方向がよいというようなことに、いわゆる民事的な意識というんでしようか、そういうようなもののがありますればそういうふうな改正でも構わないと。非常にあいまいでけれども、そういうふうに答えさせていただきます。

は対外的に不動産登記法として表示しないものですから、そういったものは対外的にわからないわけです。そうすると、いわばどういう形になつてくるかと言いますと、現在の民法では虚偽表示的な考え方になつてきはしないか。取引の安全から見て現在のところはやむを得ないけれども、何か対外的なものを、いわゆる登記的なものを何とか工夫することによって処分というようなことは将来考えられないか。若干むずかしいとは思いますが、そういう方向性であるとは恩いますが、いまのところはやむを得ない。現在の夫の名義の固有財産は、現在のところ取引の安全の点からはやむを得ないかと思います。

ちよつと第三番目の法例のことに関しましてですけれども、この点に關しましては、外国法のことにつきまして余りよくわからぬところがありますので、申しわけありませんけども、答えを控えさせていただきたいと思います。

○宮崎正義君 きょうはお三人の参考人の先生方、大麥御苦労さんでござります。本当に貴重な御意見ありがとうございました。

の妻が一生懸命家事に貢献し、あるいはいわゆるたとえばローンを組んでというような、男性が外に働いていますので、たとえばローンを組む場合でも夫の名前になるのが普通だと思いますが、そういう場合で、しかしそういう中にその財産を取得、維持、発展させるという力が、女性の家事とかあるいは日常の生活についての貢献を通じまして積み重ねられていくということは十二分に考えられますし、これを共有ととらえておいて、そしてその共有財産にし、夫の勝手な処分ということも防ぐという意味におきまして何らかの処置を加えるということは非常によろしいんですけども、ただ、こういう点についての立法化ということは考えておかなければならぬことだと思っております。

というのは、じゃ、女性の、いわゆる妻の共有分がどのくらいになるのか、一年ではどのくらいなのか、この人の場合はどのくらいなのか、それ

三人の御意見は、この法案に対しましては賛成  
というようなお立場のように承りまして、そして  
総体的には、一番最初に遠藤先生がおっしゃられ  
ました、この法案の改正については総合的にはま  
だ十分ではないというのが全体の三人の参考人の  
先生方の結論のようにも私は受けとめました。  
と申し上げますのは、それぞれ寄与分の問題に  
いたしましても、改正の家審の問題にいたしまし  
ても、いろいろ御意見がございました。そういう  
ことを考えていきますと、それが結論になつて、  
これからこの民法についての改正も十分考えて  
かなきやならないんじやないかというふうに私ど  
もも受けとめてこの法案の審議をいたしたいと思  
います。

そこで、参考にお伺いいたしたいんでございま  
すが、厚生年金保険法がございまして、これの  
「用語の定義」というところに第三条というのが  
ございまして、その二項というところにこうい  
います。

す。 しかし、もう一回は、確かに見正の代記があり、  
者「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていな  
いが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含  
むものとする」と、こういう条文があるんでござ  
います。これは私流に申し上げてみますと、事実  
上内縁の妻にもこの厚生年金の中の遺族年金とい  
うものが支給されるというようなことだと思わね  
けであります。こういう面から考えて、いまし  
て、お三人の参考人の方々の御意見、妻の相続権  
の問題と、その例をおとりになりまして夫が先に  
死亡した場合、その被相続人からの相続を受ける  
ことができるというそういう問題、年金とは違  
うと言えばそれっきりでありますけれども、日本  
の国の法律の中にこういう法律があるにかかわら  
ず、今回の改正でも考慮されてなかつたと、こう  
いう点について一点お伺いをいたしたいと思いま

現在の社会情勢からいきますと、この法案を提案するのには、核家族化が進んだことと子の数が減少したことによって、家族構成にかなりの変化を生じておる。これはそれぞれのお立場でお述べになりましたけれども、これは現在の状況であるから、いまの状況に合わせて民法を變えるのはこれでは至当だと思いますけれども、逆な形になつて、子供がふえていくようなことになりますと、現行法がよくなつていくのか、あるいは改正法がよくなつっていくのか、こういうところにもいささか疑問があるわけです。と申し上げますのは、相続問題については相当な複雑した事例がござります。そういうこと等から考えて、時間がございませんから具体的に申し上げられませんであります。

配偶者——括弧して内縁を含むようにしております。私先ほど申し上げましたように、学者の中には相続法の配偶者の中に内縁の者を含めるよう理解すべきであるということを主張される方もございます。事実、民法の七百十一条という条文がございますが、そこに、たとえば自動車事故で死んだ人の配偶者、父母、子という、これは判例でその配偶者の中には内縁の者を含むという解釈をしております。ですから、解釈としてはできないわけではございません。しかし、私先ほど言いましたように、相続の場合は行政法と大変深く関係いたしますので、現行法の解釈としては無理ではないかと。そうしますと、内縁の配偶者は大変気の毒だと。たとえば現在の実務の取り扱いあるいは判例ですと、内縁の夫婦が別れますときには財産分与請求権を認めております。ところが死に水をとつてやると何ももらえない、それは不公平じやないかという、これはよく言われることです。そこで、何人かの学者がこれ主張しておりますけれども、離婚の際の財産分与請求権を被相続人つまり夫の死亡の際にも類推適用できないか、そういう考えはできないだろか。で、家庭裁判所に私は内縁の妻だと、だから離婚の際の財産分与請求権を離婚の極限と解する、つまり、婚姻の取消と極限概念として解すればできないわけじやないじやないかというような解釈もございます。ただ、相続法の解釈としてその中に入れるのは私は無理ではないかというように思うわけでござります。

ら、配偶者の財産法上の地位を高めよという声だと思います。ですから、将来子の数に変動が生じたとしても、それはこのままでよろしいのではないか。相続というのは二分の一とか三分の一という数字であらわしますから、実際の家族形態というものは非常に多様性がございまして、二分の一、三分の一で割り切れないというような問題がたくさんございます。それは遺言によって妥当な結論を得るということ以外には私はないのではないかと思います。

○参考人(井田恵子君) 最初の問題でございますけれども、これは内縁の妻を民法上どう取り扱うかという問題でございます。相続におきまして内縁の妻も相続人とするということには、私はやはりちょっとと問題ではなからうかと思つているのでござります。これはやはり婚姻主義、婚姻届を出した者を尊重するという現在のたてまえをまず大きく崩してしまうということも一つの理由でござります。そこで、ただ現実的には届け出をしてないだけで実質は夫婦であるという、そういう夫婦につきましての保護をやはりしなくちゃいけないという現実的要請がございます。それをどう行なうかということですが、これは先ほどちょっと申し上げましたけれども、相続におきましては、これは寄与分という形で寄与分権者としての資格を認めるということで行なうのが妥当ではなかろうかというふうに考えます。

それから二番目の問題でございますけれども、子供の数が将来ふえるかもしれません。ふえた場合どうするかという御質問かとも思いますけれども、これは、やはり家族というものをどう見るか。私は、やはり新民法が予定しております夫婦と未成年年の子から成るそういう家族というものを頭に置いておりますので、そういたしますと、子供がふえますが、ふえまいが、配偶者は配偶者としての位置づけといふものは確立されていてよからうと思う

○参考人(阿南三千子君) 厚生年金保険法の関係で、いわゆる保険の、年金等の支給が、被相続人の死亡後に相続人である配偶者でなくとも、いわゆる内縁と言われることにつきましてそれが認められているということでありますけれども、私も、内縁関係が現行法上どの程度まで認められているかと考えたときに、内縁関係は内縁関係の維持存続、内縁関係は内縁といういわゆる権利、内縁の利益イコール権利というのですか、その範囲内で認められると言つているものではなかろうかと思います。ただ、それにしてはたとえば労働基準法とか厚生年金保険法は、そういう方向からもう一歩突っ込んで、これは、むしろ相続の方向性があるのではないか。むしろ単に権利関係だけの維持だけであれ、もう少し突っ込んだものがあるんじゃないなかろうかと、そう思うこともあります。これについても、私、もちろん民法研究しているようなそな者ではないのですから、そこは、私のところは食い込んでいるか食い込んでないかは、私の方で正確にそれを論することはできないとしても、そういう方向性がある以上、内縁の妻に関してたゞ婚姻届を出してなかつただけのことなんですが、それを配偶者に準じてご准婚として扱っていく、そういうことはできないものではなかろうかと考えています。特に、じや、相続の中でのどのようなふうにして入れていくかというようなことになつてきますと、いろんなやり方があつて、私はむしろ積極的にこれはいろいろなそこに立法上の介在がかなり予定されるかもしれない。それは、いわゆる配偶者の中に内縁の妻というものを認めてよろしいんではないかと思うんです。内縁の妻とただ認めるというようなことが变成りますときには、いろんな条件といふのが妥当であろうというふうに考えます。

のか、そういうものを考えなければならない。それはなぜかといふと、内縁の妻でも、もちろん私が言いますのは準婚といわれる内縁の妻でござりますけれども、それにつきましても、この人が内縁の妻なんだと、いわゆる準婚的内縁の妻なんだと、そういうふうな人だということを証明することができなかむかしいし、何をもってそれを証明するというふうな方向にならってきますと、たとえばの話ですけれども、緊急にまた家庭裁判所の許可とか、たとえばそういうことが仮にできますれば、それは非常にスムーズに進むことではないかと思います。あるいは関係法典もあるることですので、たとえばそういう方向性を考えながら、現行法ではちょっとむずかしいとしても、将来の可能性として、そういう手続的な面からある程度できるものであれば解釈上入れていったいため、あるいは明文上入れていただいて、いわゆる特定の制度がある程度具備するというようなことをいいます。

二番目に、子供の関係でございますけれども、相続に関しまして妻の寄与分はふえたわけではなくて、妻の寄与分は、それだけ被相続人の財産に對しまして、社会の最少単位である家庭、その被相続人の名義になつてゐるところの相続財産に対して、妻がその相続財産に対する維持、発展に寄与した分について、その死亡を境にして顕在化してきましたのでござりますので、その分といふことで、子供の数とは若干関係があれませんけれども、だから子供がふえるといふことは、そういう關係では余り関係がないといふんです、關係がなくなつていくわけなんです。ただ、確かに状況等がそうであるから、将来のそういう状況、たとえばこの質問の場合は子供の場合でございましたけれども、そのほかに社会情勢、たとえばエネルギー問題なんかありますので、たとえばそ

の社会的なものがどのように変化していくのか、そのときにはちょっと私も、それはそのときが言いますのは夫婦の妻が一緒に働いて一軒の家を築いていた大体にとらえて状況判断した上でまた考えていましたが、たとくというほかはないのではないかと思うんです。

○橋本教君 きょうは御意見ありがとうございます。二点だけちょっと伺いたいんですが、まず第一点は、単純に考えてみると、妻の座を尊重します。妻の権利を守るということでの、今度の相続分について、まことに寄与分についても御賛成ということでお話をさしていただけますと、妻が二分の権利を守るために寄与分がそのまま相続分として、御意見を伺つて私どもの参考にさしていただけますと、妻が二分の権利を守るために寄与分がそのまま相続分として、二人で一生懸命働いてやつて一軒の家を持ちました。その相続財産がその家だけだといたしますと、妻が二分の一を相続する。そうしますと、実質的には夫婦の共有であったその自分の共有分を相続すると、こういうことになるわけですね、二分の一ですけれども、妻は寄与分としての請求をし得るのかどうかという問題が一つやつぱり子供との関係であり得ないかと私は思つております。

それから第二の点でございますが、この直系卑属というのは本当にいやらしい言葉で、私は最近、誤りやすい日本語という、何人かの学者と本を書きましたけれども、法律用語調べてみると本当にいやらしい言葉がありますので、ところが改正しますとなると、どういうふうに改正したらいいのか、美しい言葉一体あるのかないのか、ひらがな入れてどうなるのかということになりまして、なかなかいい言葉が見つからない。これは文部省の国語の方の審議会なんかでもいろいろ検討しておりますが、うちの大学で大野といふ先生がその相続財産に対する維持、発展に寄与した分について、その死亡を境にして顕在化してきましたのでござりますので、その分といふことで、子供の数とは若干関係があれませんけれども、だから子供がふえるといふことは、そういう關係では余り関係がないといふんです、關係がなくなつていくわけなんです。ただ、確かに状況等がそうであるから、将来のそういう状況、たとえばこの質問の場合は子供の場合でございましたけれども、そのほかに社会情勢、たとえばそ

す。

○参考人(遠藤浩君) 遺産が一軒の家だと、こう仮定しますと、いまのように実質上は夫婦の共有ではないかと。そうしますと、夫の仮に持ち分が二分の一だとしますと、妻は二分の一取るのはあたりませんで、残りの二分の一について相続は起きるんだと、だから二分の一プラスアルファなんだという考え方が当然ございますし、それから、そういう主張も出される人もかなりおります。しかし、いまの考え方は、妻のいわば潜在的に持ち分である二分の一が相続を機として浮かび上がりますが、それが相続分だと、うように考えておりますので、将来、夫婦財産が共有であるといふことになれば、いまのようなお考えになるかと思ひますけれども、いまのところは潜在持ち分の頭在化ということで、このまま仕方ないのではないかと思つております。

それから第二の点でございますが、この直系卑属

です。半分は寄与分として妻が取得する。そして、その残りは遺産としてまた半分もらえると、

こういう関係になります。ただ、そうじ

やない場合、まあ家庭で主婦が事務労働している

というような場合が問題になろうと思うんです

けれども、まあ家が一軒というときになると確かに

裏質的に問題があるわけですから、家庭を担

当したり子供を育てたりする、そういう協力を片

やしていたといふこととの評価とか、そういうもの

がまさに今回評価されて、それを通常の貢献とし

て二分の一と認めることであろうと思うんでござ

ります。したがいまして、特別寄与した者につき

ましては家が一軒でも寄与分として先取りできる

形で相続分の中でもそれが解決されるとい

う形で相続分の中でもそれが解決されるとい

ようなことでござりますけれども、それが被相続人の死亡に伴いまして妻がその財産に対して通常の財産の維持あるいは発展と、そういうことにつくしました分につきまして頗る在化して、それがいわゆる二分の一の共有分というとの評価を受けたものだと思います。したがいまして、寄与分という制度が今回改正の中に入つておりますけれども、寄与分の制度そのもの、読んで感じますことは、特にというふうな項目がございます。この特にがどのくらいが特にかというようなことに関しましては、これは寄与分の今まで起きました審判等の関係から推察するほかはないんですけども、そこから考えまして、その寄与分があつたときには、家庭裁判所が結局それにプラスアルファをして、夫の名義で共有で得た財産を取得した場合に、いわゆる被相続人の死亡に伴ひ共有分を取得した上に寄与分を取得する、その寄与分のことになるものだと思います。御指摘のとおりに、寄与分のいわゆる程度と申しますものにつきましては、範囲が裁判所の決定にゆだねられてはおりませんけれども、過去の審判関係から考えまして、家庭裁判所にやはり任せてもそのところはよろしいんではないかと思います。

て厚く御札を申し上げます。ありがとうございます。  
した。  
午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時十九分開会  
○委員長(豊山昭範君) ただいまから法務委員会  
を再開いたします。

休憩前に引き続き、民法及び家事審判法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○寺田熊雄君 これは民事局長にお尋ねをしますが、結婚後も夫婦は相互に従前の氏を名のるようにしてほしいという、主として参議院の婦人団体からの請願が最近相次いでおりますが、これは民法七百五十条の改正を伴うことであります。同時に、七百五十五条や七百六十九条等の改正も必要になります。この点について民事局長としてはどのようにお考えになるか。できれば各国の法制等の紹介もまじえて御答弁をいただきたい。

○政府委員(貞家克己君) 民法第七百五十条におきまして、

〔委員長退席 理事宮崎正義君着用〕  
夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い

は妻の氏を称する。」ということになつておられます。夫婦が同じ氏を選択によって決めてそれを冠するということになつておるわけでございまして、この上うに民法の規定がなつておりますのは、夫婦というものを社会生活の基本単位として、これに共通の呼称を冠するということが適切であるという考え方に基づくものであります。国民感情としても定着しているということからかようなく規定になつてゐると思うのであります。

これに対しまして、夫婦が同じ氏を冠するといふことでもよろしいのではないか、若干の国々におきましては夫婦が異なる姓を称する、異なる姓を冠するというような制度もございま

す。しかしながら、氏の制度と申しますのは、各國の歴史的・社会的な背景によって一様ではありませんので、外國の立法例を直ちに社会的背景とか国民感情というようなものと切り離して参考とすることは、必ずしも適切でないのではないかと思ふのでござります。わが国におきましては、古くは必ずしも夫婦が同じ氏を称するということではなかつたようでござります。これは法制史の問題になりますので、私詳細に研究いたしたものでございませんけれども、必ずしも氏といふものが一般庶民の間ににおいてそれほど確立したものではございませんし、また、婚姻をしたからといって夫の氏を称する、あるいは妻の氏を称するといふようなことではなかつたようでございますけれども、明治年間いまの民法が制定されました当時には、同じ氏を称するということになつて、いたようでござります。制定前にはそのようなことになつて、いたようでございまして、明治民法がそれを確立したと申しますか、そういうような制度を是認して、これを法律に定めたわけでござります。

ただ、各國におきましては、これはただいま申し上げましたように、必ずしもその軌を一にしていないわけでありまして、ごく概略を申し上げますと、たとえば血統ということを非常に重んずる国民感情のもとにおきましては、これは妻といえどもそれぞれの血統があるわけでございまして、当然に夫の氏に変わるということはない。また、逆の場合もそうでございますけれども、夫婦は別々の氏を称するというような国はござります。韓國もそうでございますし、中華人民共和国あるいはその他の、ソ連も選択的ではござりますけれども別姓を名のるというようなことを認めて、いよいよ民族の間におきましては何らかの方法によつてこれを統一した、一致した氏を冠するというような元的に申しますと、むしろ夫婦の同一性といふ方向に結びつきやすいわけでございまして、これ

はたとえばキリスト教圏と申しますか、そういうふうなところでは早くから夫婦が同じ氏を称するというような傾向があつたようでございます。そこで現在、これをかいづまん申しますと、ただいま申し上げました韓国それから中華人民共和国は、これは氏が変わらない、そういう慣行が確立しておるか、あるいは法的上おののおのの姓名を用いる権利があるということになつておられますし、ソ連におきましては、選択で一つの姓を決めるか、あるいは固有のばらばらの氏を冠するといふことが選択的に認められているようでござります。これに対しまして、たとえばイギリスにおきましては、妻は夫の氏と称号を称するというようなことになつておられますし、西ドイツ、これは婚姻登録の際に夫婦いすれかの姓を決める、あるいはそれを結びつけたような姓を定めるというようなことになつております。またフランスでは、これは夫婦は相手方の氏の使用権を取得するけれども、固有の氏を失うものではないというような規定になつておられるようでございます。

非常にこの問題はさまざままでございまして、わが国でもこの問題相当古くからやはり問題点が指摘されまして、法制審議会の民法部会身分法小委員会におきましても昭和三十年代に検討されましたけれども、結局、夫婦別氏を認めるべきかどうかかという問題についてはなお検討の必要があるということで留保の事項になつておるわけでございます。

そこで、この問題を考えるに当たりましては、やはり国民感情というものを十分に見きわめる必要がありますが、この点につきましては必ずしも現在では、いろいろな調査によりまして、国民の圧倒的多数の支持を得ているというふうにはまだうかがわれないわけでございます。したがいまして、これを一挙に別氏というような方向に向か

て検討を進めるということはいかがであろうかと思われるわけでございます。

なお、別の氏を採用いたしました場合には、放置すべからざる問題といたしまして、子の氏をどうするかという問題もございます。

なお、婚姻の公示機能と申しますか、この夫婦が一体である、夫婦であるということを世間に示すためにはやはり同一の氏が便利だ、望ましいということも忘れてはならないことでございまして、確かに別氏の方がよろしいという議論も理解はできるわけでございますけれども、現段階においては、確かに別氏の方がよろしいことでございまして、確かに別氏の方がよろしいといふ理解はできるわけござりますけれども、現段階におきましては、直ちにその方向に向かつて検討を進めるということに關しましては、やはり消極であると申し上げざるを得ない次第でございます。

○寺田熊雄君 大蔵省の審議官がきょうは一時五十分にどうしても他の所用があるということですから、これは大蔵省の主税局審議官の方にお尋ねをしますが、夫婦の協力によって得た財産は夫婦の共有とすべきであるという、これは民法学者の意見が強いわけですね。現在でも実質的には共有なんだと、共有と解釈すべきであるという有力な學説があるわけです。しかし、税法の立場では、仮に夫名義に登記せられた不動産は、これは夫の固有財産というふうに取り扱われている。これは明らかであると思いますけれども、この点をもうちょっと強力的に考えることはできないか。たとえば私どもしばしば離婚の事件を扱う場合に、財産分与を受けた妻に対して税務署が課税していく場合がある。で、私どもがそういう場合に税務署にかけ合って、いろいろ便法を講じてもらつて税金がかからないようにしてもらつというようなことをかつてありましたけれども、これはやはり元来共有だと見れば譲渡所得はこれはない、したがって、課税もないということになりますね。この辺はどういうふうにあなた方お考えになつていらっしゃるか、ちょっととまずそれを伺いしたい。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま委員御指摘になりましたように、現在のわが國の民法の規定によりまして夫婦は別産制のたてまえになつております。

ます。何と申しましても民法の規定は国民生活の基本的なルールでございまして、そのルールに基づきまして税制と申しますか、税法は構築されておるわけでございますが、御指摘のとおり、離婚の場合の財産分与の場合に当たりまして、これは財産分与を受けられる方には課税の問題は起つてまいりません。それから財産分与をされる方にも原則として課税の問題は起つてしまらないわけでござりますけれども、たゞ土地なんかのようにつきましては譲渡所得の課税という問題が生じてまいりということでございます。

○寺田熊雄君 これは夫婦別産制を前提にして、夫婦の協力によつて得たものは共有財産だと、そういうふうに理解すべきだというふうで、別に夫婦別産制をとつたから共有の概念を入れる余地がないと、こういふものじゃないでしょう。もともと夫婦の協力によつて得たものは、結婚前の固有財産といふのは、結婚前の固有財産といふのは、それぞれ結婚後も固有財産になる、これは当然のことになります。ただ夫婦が結婚後に協力して得た財産は共有と見るべきではないかという、夫婦別産制を前提にして共有の概念をそこに入れておるわけでございます。

○寺田熊雄君 なるほど。そうすると、財産分与請求権といふものが本来あるんだと、裁判所によってそれが認定されるんだと。したがつて、その請求権を持つておるがゆえにこの権利の実行がなされたにすぎないと。また、夫の方はその義務を果たしたにすぎないと、だから何にも新らしい所は発生していないと、こういう考え方ですね。

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘のとおりでございます。

○寺田熊雄君 民事局長は大体そういう考え方をしておられますね。

○政府委員(眞家克己君) わおむねそのとおりでございます。

○政府委員(梅澤節男君) 財産分与は民法の規定に基づきまして行われるわけでございますが、分与される側にとりましては、これはまあ協議離婚の場合、裁判上の離婚の場合、いろいろあるのかと

思ひますけれども、そこで確定いたしました財産の分与義務を、分与される方はその義務の履行であるし、お受け取りになる方はその請求権をそ

で満足されるわけでございます。したがいまして、たとえば財産分与の際に現金をお渡しになるという場合がございます。この場合には本来の権利の履行であるわけでございますから、お受け取ったときに財産分与を受けられる方には課税の問題は起つてまいりません。それは所得の発生、贈与によってはなりませんし、お渡しになる方も義務の履行でございます。ちょうど物を買うときにお金を渡すのと同じでございまして、これは所得が発生しないわけでございますが、ただ、先ほど申しましたように、土地等の場合、これは取得価額以前に取扱されました価額に比べましていわゆる値上がり益と申しますか、保有期間中に未実現の利益が発生しておるわけでございますが、それが土地をお渡しになるという時点でいわゆるキャピタルゲイン、未実現の利益がそこで実現すると、つまりその時点で所得が発生すると、こういう構成をとつておるわけでございます。

○寺田熊雄君 なるほど。そうすると、財産分与請求権といふものが本来あるんだと、裁判所によってそれが認定されるんだと。したがつて、その請求権を持つておるがゆえにこの権利の実行がなされたにすぎないと。また、夫の方はその義務を果たしたにすぎないと、だから何にも新らしい所は発生していないと、こういう考え方ですね。

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘のとおりでございます。

○寺田熊雄君 それから相続税法の第二十一條の六「贈与税の配偶者控除」、この規定がありますね。婚姻の期間が二十年以上の夫婦の場合に、夫婦の一方から他の配偶者に対して居住用の資産を贈与した場合、その贈与された不動産の価額が一千万円以内の場合には贈与税を課さないと。これは一般的な控除が六十万円あるから現実には一千六十万円までは贈与税がかかるといふ、そういうふうに理解せられておるようですね。

これは、私どももしばしば最近の土地価額の値上がりで、どうしたらいいでしようと言つて法律相談を受けて、回答をしました場合に、一千六十万円を超える分については贈与税がかかるということでひやひやする場合がありますね。いまのこの物価の上昇の傾向を考えると、一千万円といふのは低きに失するよう思いますね。これは午前中の参考人の意見にも出てきた問題ですが、もうちょっとふやしたらどうかと、仮に二千万とか三千万とか。

それからもう一つの問題は、二十年という婚姻の期間を限つたのもこれも検討の要があるんではないか。十五年ではないか、あるいは十年ではないか。十五年ではないか、あるいは十年ではないかと、この二つの問題がありますね。これは改められたばかり、別産制をとつたからとその年限を短くする問題、それから物価の騰貴にかんがみて、一千万円という限度をもう少し上げてみると、これが妥当ではなかろうかと考えるんですが、この点いかがでしよう。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま御指摘になりました贈与税の配偶者控除の問題でございますが、御案内とのおり、この制度は昭和四十一年に創設されまして、当時は婚姻期間につきましては二十五年、それから控除額は百六十万円でスタートしたわけでございます。その後今日まで累次の改正がございまして、昭和五十年にただいま仰せになりました一千万円という控除に引き上げられると同時に、その以前に、昭和四十六年に、婚姻期間については二十五年が二十年に改められておるわけでございます。

この配偶者控除を今後どういうふうに考えるかという問題でござりますけれども、まず一千万円という限度額につきましては、これは従来の法改正の経緯をたどりましても、やはり基本的には物価とか経済情勢の動向、これを勘案しながら、絶えず見直しをしていかなければならぬ問題であつたわけでございます。ただ、現行の一千万円につきましては、委員からもいろいろ御要望のある筋、私ども承知はいたしておりますけれども、たとえ

ば昭和五十三年の課税事例で見ますと、大体全國でこの配偶者控除を受けられました方の一件当たりの恩典の利用額と申しますか、それが五百四十万円でございます。したがいまして、そういう点からいきますと、まあ未來永劫一千万円でファックスであるというふうに私ども毛頭考えておりませんけれども、現時点では、さらにもまた現在の財政事情等を勘案いたしました場合に、いま直ちにこの一千万円を引き上げるということについては、率直に申しまして私どもは消極的に考えておるわけでござります。

それから第二点の婚姻相続の問題でござります

ところで、そういう相続税の体系の中におきまして、この配偶者控除というのは、実は本来生前贈与の場合でござりますと、ただいまおっしゃいましたように六十万円の控除しかないわけでござりますけれども、この配偶者控除の規定と申しますのは、長年連れ添った配偶者の立場と申しますか、そういうものを考慮いたしまして、特に生活のよりどころになるであろう居住用不動産に限定をいたしまして特別の控除を認めておると、そういう配偶者の地位に配慮いたしました特別の制度でございます。

そういたしますと、これは先ほど申しました限度額の引き上げにも関連するわけでございますけれども、本来相続税というものは累進構造になつておりますので、仮にこの配偶者控除を非常に広げますとどういう効果が生じるかと申しますと、もちろん最終時点の相続の税負担の場合に、配偶者の方の税負担が軽減されるという効果も持ちますと同じに、これは配偶者以外の共同相続人の税負担がそれだけ軽減するという効果も生じてまいり

ますので、そのバランスをおのずから考えなければいけないと。同じようなことでございますが、

ございますが、恐らく一割ちょっと超えるぐらいじゃないかと思います。

です。だから、利用者はもうほんにこれは中産階級で、お金持ちはもうそんなことせぬでも十分老

たとえば婚姻期間が非常に短い方についてもいよいよ特例を拡大するということになりますと、まあ語弊があるかもしれませんけれども、比較的そういう資産的余裕のある高額所得者といいますか、高額の資産階級に特別の優遇を与えるというふうな結果になりかねないということでございまして、私ども、二十五年がいいか二十年がいいかという議論は、これは固定の尺度があるわけではなく、まことに長い年月を経つこと

○寺田熊雄君 地価の上昇度合いはわかりましたが、一般的の消費者物価はどうなっていますか。

○政府委員(梅澤節男君) 消費者物価の指数、いまよつと手元で改めておりますが、ただ、先ほど申しましたように、この配偶者控除の問題といふものは居住用の不動産に限定されている問題でございますので、基本的に、たとえば物価動向とか経済動向を勘案してという場合には、やはり一番重要な指標になるのは地価指数ではなかろうかと私ども考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、あなたはいま直ちにこの一千万円の価額をいじらないと、いじることには消極的な意見を持つておるとおっしゃるのですね、主として地価の上昇度合いがそれほど顕著で

後が安定し得るという立場だね。そうすると、何か一千万円ということになると、まあ現実の場合は、あなたが五百四十万円と言ったのは、この価額の算定が市町村の評価によるものだから、そこで教われているんだね。これは時価はもう一千万円はるかに超えているんですね。だから、まあすぐにあなたにその意見を変えると言つたってそれは無理だろうから、また私どももよく調査をし、不動産価額の高騰の度合いをよく調査をして、さらにもうお尋ねする機会があると思いますが、あなた方もやはり市街地の上昇度合いを正確に把握して、やはり一定の程度市街地の価額あるいは不動産の価額が上がった場合はこれを検討する気持ちを持つてもらいたいと思いますよ。その

理的な根拠があるわけではないんで、二十五年がいいか十五年がいいか、まあこの辺だらうというふうで決めたもんだろうから、これはまたさらに検討することにしますが、ただ、いまの一千万円ですね、これは物価の度合いに応じて額を決めら

ないと、そういうことが前提になつておりますか。  
○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げましたように、そういう点もございまして、同時に、現在この制度を利用されておる現況を見ますと、先ほど申しましたように、昭和五十三年の課税標準例で一件当たり五百四十万でございますので、その平均的な利用状況から見ますと、いまの一千万円が著しく現状から見て遊離しておる、あるいは乖離しておるとは考えられないというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(梅澤節男君) 現行の一千円といふ基準の控除限度額につきましてはただいま申し上げたとおりでござりますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては今後とも御指摘の点も含めまして、時間をかけまして勉強してまいりたいと思います。

○寺田雄雄君 じゃ、もうあなたはちょうど五十分になりましたから結構ですから……。

次は、寄与分の制度でありますか、きょうも午

されるべきであるという大原則はあなたも認められたんですね。

そうしますと、あなたのお答えによると、一千円としたのが昭和五十年だという。そうすると五十五年の現在、そこに五年間の日時の経過がありますね。この五年間に消費者物価とか地価とか、これがどのぐらい上がっているか、あなた方には何か調べられたことがありますか。もし調べたら、ちょっとおつしやつていただきたい。

ないと、そういうことが前提になつておりますか。  
○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げましたように、そういう点もござりますし、同時に、現在この制度を利用されておる現況を見ますと、先ほど申しましたように、昭和五十三年の課税標準例で一件当たり五百四十万でございますので、その平均的な利用状況から見ますと、いまの一千万円が著しく現状から見て遊離しておる、あるいは乖離しておるとは考えられないというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、平均して五百四十万ということになると、あなたが言われたように、余りこの制度が非常に持てる者を優遇しているというところにはなりませんね。まあどっちかといふことはございませんね。

○政府委員(梅澤節男君) 現行の一千円といふ基準の控除限度額につきましてはただいま申し上げたとおりでござりますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては今後とも御指摘の点も含めまして、時間をかけまして勉強してまいりたいと思います。

○寺田雄雄君 ジャ、もうあなたはちょうど五十分になりましたから結構ですから……。

次は、寄与分の制度であります。きょうも午前中に参考人の方々がこぞつてこの寄与分の制度の対象者を相続人だけに限定するのではなくして、たとえば直系卑属の配偶者、まあときには孫あるいは事実上の養子、内縁の妻等にも拡大した方がいい

○政府委員(梅澤節男君) これは全国の市街地の地価指數でござりますけれども、四十五年を一〇〇といたしまして、現在の指數が、昭和五十四年の一八一でございます。ただ御承知のとおり、この四十五年から四十九年にかけての上昇率が非常

ないと、そういうことが前提になつておりますか。  
○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げました  
ように、そういう点もござりますし、同時に、現在  
この制度を利用されておる現況を見ますと、現  
先ほど申しましたように、昭和五十三年の課税事  
例で一件当たり五百四十万でございますので、そ  
の平均的な利用状況から見ますと、いまの一千万  
円が著しく現状から見て遊離しておる、あるいは  
乖離しておるとは考えられないというふうに考き  
ておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、平均して五百四十万  
ということになると、あなたが言われたように、  
余りこの制度が非常に持てる者を優遇していると  
いうことはなりませんね。まあどっちかといふと  
中産階級だということになる。私自身もやはり  
相談を受けるのは大体中産階級です。相続すべき  
ものがもうほとんど家屋敷だけだと、ところが主  
が死んだ場合に、子供にも嫁という他人の者が主  
いておるので、残った妻、母親になりますが

○政府委員(梅澤節男君) 現行の一千円など基準の控除限度額につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては今後とも御指摘の点も含めまして、時間をかけて勉強してまいりたいと思います。

○寺田熊雄君 ジヤ、もうあなたはちょうど五十分になりましたから結構ですから……。

次は、寄与分の制度であります。きょうも午前中に参考人の方々がござつてこの寄与分の制度の対象者を相続人だけに限定するのではなくして、たとえば直系卑属の配偶者、まあときには孫あるいは事実上の養子、内縁の妻等にも拡大した方がよかつたのではあるまいかという意見がこもごも述べられたわけであります。その点民事局長としてはどうお考えでしょうか。

○政府委員(貞蒙古己君) 寄与分を受ける者の範囲をどうするかという点につきましては、法制審議会をどうするかという点につきましては、法制審

は高うございまして、いま一八一と申しますが、四十九年の指數が一七一でございますので、いまよつとことで、その五十年を一〇〇にして、どれぐらいの上げ幅になつてゐるかということです。

ないと、そういうことが前提になつておりますか。  
○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げました  
ように、そういう点もござりますし、同時に、現在  
この制度を利用されておる現況を見ますと、  
先ほど申しましたように、昭和五十三年の課税事  
例で一件当たり五百四十万でございますので、そ  
の平均的な利用状況から見ますと、いまの一千万  
円が著しく現状から見て遊離しておる、あるいは  
乖離しておるとは考えられないというふうに考き  
ておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、平均して五百四十万  
ということになると、あなたが言われたように、  
余りこの制度が非常に持てる者を優遇していると  
いうことはなりませんね。まあどっかといふと  
中産階級だということになる。私自身もやはり  
相談を受けるのは大体中産階級です。相続すべき  
ものがもうほとんど家屋敷だけだと。ところが夫  
が死んだ場合に、子供にも嫁という他人の者がつ  
いておるので、残った妻――母親になりますか  
ね、これがいろいろ、どこへ行つて生活していく  
のかなと迷っちゃいけないというので、まあこの  
家屋敷だけは自分の物にしておこうというよ  
うなことで、夫から譲り受けるという事例が多いよ

○政府委員(梅澤節男君) 現行の一千五百万円といふ基準の控除限度額につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては今後とも御指摘の点も含めまして、時間をかけて勉強してまいりたいと思います。

○寺田雄雄君 ジヤ、もうあなたはちょうど五年になりましたから結構ですから……。

次は、寄与分の制度でありますか、きょうも午前中に参考人の方々がござつてこの寄与分の制度の対象者を相続人だけに限定するのではなくして、たとえば直系卑属の配偶者、まあときには孫あるいは事実上の養子、内縁の妻等にも拡大した方がよかつたのではあるまいかという意見がこもるも述べられたわけであります、その点民事局長としてはどうお考えでしようか。

○政府委員(貞馬克己君) 寄与分を受ける者の範囲をどうするかという点につきましては、法制審議会におきましても長期間にわたりましてきわめて熱心な議論が行われたわけでございますが、結論といたしまして、寄与分の制度を相続人相互間における実質的な公平を実現するための制度とい

です。だから、利用者はもうほんにこれは中産階級で、お金持ちはもうそんなことせぬでも十分老

うような性格づけにするのが適当であるという結論に到達いたしました。そこで、相続財産の維持、増加につきましていろいろな主体が関与するということはあり得るわけでございます。ただ、その場合に、労務の提供なりあるいは財産上の給付というものが何らかの契約関係に基づくということになりました場合には、これは当然被相続人に対して財産上の請求権を持つわけでございますから、これは別途その請求権として明確ではない場合、はつきりいたさない場合という場合も多々あるわけでございますが、しかしながら、ただいま申し上げましたように、寄与分の制度の位置づけというものを相続人間の公平ということにいたしたわけでございましたが、遺産分割における取得額の調整のための制度というようなことにしてしまったわけでございました。つまりその場合に、第三者の寄与分というものを認めました場合には、いわば遺産分割に参加しない、遺産分割の当事者外の者の財産取得を認めることになりますと、勢いその性質はいわば補償請求権的なものになるわけでございますが、非常に異質なものを相続の問題に取り込むという結果になりかねないわけでございます。

手続的に見ましても、遺産分割の手続との関係を考慮する必要があるのでございますが、遺産分割の際にそういった第三者を、これを相続人外の者を加えるということにするというのは、非常に第三者に別個の申し立てをさせるというようなことを考えるとかあるいは遺産分割と無関係にやりました場合には、独立に第三者の寄与分というものが財産上の請求権としてはつきりしておりませんから、それを形成する手続が必要でございますが、それがばらばらに行われるということになりますと、遺産分割と無関係になりますと、相続人

避けがたい、そういういたものを十分考慮しなければならないというような意見が反対意見として述べられたわけでございまして、ともかく理由のいかんを問わずかなり一般の意見でこれに同調しない方向の意見が多数見られるという現実に直面いたしたわけでございます。

なお、改正要綱草案を発表いたしました後において、いろいろ雑誌、新聞その他いろんなアンケート結果等によりましても、かなりこの問題についてでは慎重論が多くたように見受けられるわけであります。

向の案を、同様化の意見を出したわけでございま  
すけれども、やはり国民的なコンセンサスとい  
うものが得られないままにこれをただ理屈だけだとそ  
ういった方向に進むというのは必ずしも適当では  
ないのではないか、これが国民感情に完全に合致す  
るということを見届けた上でございませんと、  
やはりこういった問題について先走りをするとい  
うこととはいがななものであろうかという考え方方に  
なってきたわけでございまして、そういった観点か  
ら、やはり国民感情の点から見て時期尚早であ  
ろうという結論に到達いたしたわけでございま  
す。

そこで、法制審議会でそれが否決されたとかどうとかいう問題ではございません。もちろん法制審議会では結論としてこの問題についてはなお検討するという方向で、法制審議会民法部会身分法小委員会でそういうような結論になつたわけでございますが、これは決して私どもが積極説で法制審議会にそれをストップをされたとかなんとかなんとかいう、そういう関係ではありません。私どもの考え方方もやはり国民感情といふものの推移をよく見きわめた上でこういった問題について対処すべきであるということにつきまして、事務当局、法制審議会当局、これは完全に意見が一致したわけでございます。

○寺田熊雄君　まあ民事局長が法制審をかばう気持ちはわからぬでもないけれども、仄聞することと

るによると、法制審議会の比較的右寄りの諸君がどうも異を唱えたということを私どもは聞いておるわけで、それらの人々が本当に自分がピューリタンであつて、それだけの倫理性を強調し得る資格があればもちろんいいけれども、しかし、いま一般にはどうも性もわりありに自由化されて、妻以外の女性と交渉を持つ者も少なくはないですね。みずからが倫理性を持たずして、子供のことになると急に聖人君子のような顔をして、非嫡出の子供を嫡出の子供と同じにするのはいかがであろうかといふようなことを言って倫理性を發揮するのは、これは私どもはどうかと思う。やはり子供に罪はないので、嫡子も非嫡出も相続分は同じにする。しかも非嫡出の方は、どちらかというと財産的に恵まれない生活を送る子が多い。そういうことで、私どもはこの差別はいけないと考えておるけれども、しかしこの問題もまた検討事項としていただき、この問題は一応これで終えます。

次に、夫婦の協力によって得た財産、これは夫婦の共有と考えるべきではないだらうかという意見が強いですね。民事局長はどうお考えですか。

○政府委員(貞家克己君) この問題は、実は夫婦財産制、共有制の問題に結局はつながるのでないかと思うんでござりますが、先ほどの寺田委員の御指摘になりましたところでは、別産制をとりながらそういうものがあるではないかという御趣旨のように承っておりますが、その問題は確かにあり得るわけでございまして、実体上共有といふことは、これは実体上の問題でござりますから、そう認定される場合、そう認定すべき場合も確かにあるかと思うのでございますが、ただこの点につきましては、やはり夫婦財産制の問題を考えるに当たりましても同じ擧点が必要だと思ひますけれども、財産の問題になります場合には、どうしでも対第三者との間の関係といふことが非常に大きくクローズアップされるわけでございまして、夫婦間におきまして仮に共有と同様の取り扱いをすべきだということになりましても、一方の

名義で存在する財産につきまして、あらゆる第三者に對してそれを実質は共有であるという主張をいたすということは、これはいろいろ混亂が生ずるのではないかと思うのでござります。

そこで、この問題につきましては、いろいろ裁判例もあるようございまして、具体的なケースにおきまして夫婦間の訴訟で、これは名前は夫の名義になつてゐるけれども共有であるとか、あるいは共有の名義になつてゐるけれども実質は妻のものである、あるいは夫のものであるというような認定をいたしてゐるものもあるのでございますけれども、やはり第三者に對してそれを、実質が妻の形式と違うということになりますと、いろいろ第3者との取引におきまして問題が生ずる。そうなりますと、やはりこの問題につきましては、実質と名義というものは一致させるということが望ましいし、またいわゆる外觀理論といふようないろんな法理によりまして、第三者に對して損害を加えるということは妥当ではないのではないか、そういういた意味におきまして、これはきわめて不確な御答弁を申し上げることになるわけでござりますけれども、確かにいろんな場合がありますけれども、これを夫婦当事者間におきましては財産分与等の際の問題として考へる場合と、第三者がから強制執行される、あるいは第三者に譲渡をするというような場合とは場合を別にして考へざるを得ないのでないかと、かように考へているわけでござります。

けれども、いやこれは違うんだと、元来二人で買ったんだと、だからもともと二人のものなんだということで税務署を説得して税金がかからないようにする場合があるんですね。それから相続でも、その分は夫が死んで相続する場合に、この土地は夫名義になつてゐるけれども、本当は私と夫の二人で買った、もともと半分は私のものですよと。だから、相続される財産はこの土地の半分だけが相続財産ですよと言つて税務署が納得する場合もあるんですよ。そういうふうにやかましい税務署でさえもそれを承知する場合があるわけで、だから夫婦の間では夫名義になつておつても、これは妻は、半分妻のものなんだという共有関係ね。ただ、税務署の場合は、じゃ、お金を本当に払いましたかと、いろんなことやかましいので、内助の功で半分の所有権を主張するというのとは少し違うけれども、私がいまお尋ねするのは、内助の功によって半分の所有権を認めてやってもいいじゃないかということで局長にお尋ねしているんで、局長は内助の功では半分は認むべきでないと思ひますか、それとも内助の功でやつぱり半分の共有持ち分を認めてやつてもいいと思ひますか、そのどちらかを伺っているんです。

かります。

奥さんがへそくりをやつて貯金をしますね。その貯金が夫名義になつてゐる。その時金で買ったという場合、どうでしよう。つまり、これは一たん妻が預かった、へそくりをやつて貯金をした、その貯金がたまたま夫名義になつちやつたと、それで買った場合は、あなたこれはやはり夫婦の共有だと、たとえ夫の名義に登記はされておつても夫婦の共有と見ていいとお考へになりますか。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘の要素だけではやはり少し無理な感じがいたします。

○寺田熊雄君 これは裁判官に認定してもらおう、どうも局長の意見を求めてほつきりしないから。それじや、それはその程度にして、私はどうも局長の最後の場合なんか、ことにそれは夫婦の共有と考えて差し支えないと私は考へるけれども、これは意見の相違になるから……。

それから、婚姻生活に破綻を生じてしまふ離婚に至らない場合、夫が生活費や子供の養育料を払わないケースがありますね。そういう場合に母子家庭を救済する道を考慮すべきではないだらうかと。これはまあ家庭裁判所に申し出で、そしてこれは仮に支払わせる意味の仮の処分、これをあなたは今回の改正で執行力を持つ仮の処分が可能だと思われますか。

○政府委員(眞家克己君) 民法上は、七百六十条の婚姻費用の分担ということになるかと思います。その申し出、その審判の申し立ては、現行家事審判法によりましてこれはもちろん可能でござります。そういたしまして、今回の家事審判法の改正の十五条の三の規定が審判前の仮の処分を定めておりますけれども、これには「仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる」ということになつてゐるわけでございまして、これにつきましてどのような審判事件についてどのような申し立てをすることができるか、あるいは職権でこれをするとができるかどうかというような点につきましては最高裁判所規則に委託しておりますので、その

内容は今後具体的に定められると思うのでござい

ますけれども、私どもが立法に当たつて期待いたしましたのは、まさに寺田委員御指摘の、そういう

あ断行の仮処分ということになりますか、月々養育料を仮に支払え、あるいは婚姻費用として幾らずつを支払えというような仮の処分が認められ、それについて執行力が認められると、かようなことを期待しているわけでございます。

○寺田熊雄君 自治省の方見えておられますか。——いまの場合で私どもの方に、自治体で母子家庭に対して仮払いして、それから夫から取り立てる制度を考えてほしいと、そういうことはできないだらうかという、そういう陳情が来ているけれども、これは自治省としてはどんなふうに考えられますか。

○説明員(中村瑞夫君) いまの御指摘のありますたような事情につきまして、具体的にそのような必要があるということにつきましては理解できません。それがいわけではございませんけれども、ただ、行政一般の立場から申しました場合に、この種の本質的に私的な関係と申しますか、民事上の問題につきまして公的な主体である地方公共団体、あるいはむしろ行政の役割りといいたしましてどの程度まで関与すべきかという基本的な問題があるのでな

の地方公共団体の業務から申しますとなじまないところがあるのでなかろうかというふうに率直に感じておるわけでございます。

○寺田熊雄君 これは、まあこういう陳情があつたものだから、一応私どもとしましては大衆のそういう要望を無視するわけにいかない。そこであなた方に意見を聞いてみたんだけれども、一応あなたの方に御答弁をきょうお伺いするだけにして、またさらに検討して必要があればお尋ねすることにします。きょうはその御答弁だけでよろしいから、じゃ、お帰りになつてよろしいです。

次に、民事局長にお尋ねをするのは、遺言制度が歐米のように日本ではまだ非常に普及していない。私自身も今までしていかつたのだけれども、最近やはりだんだんとみずからがおだぶつすることを考えるようになる。それでいわゆる自筆証書というものをこの間初めてつくつたんです。しかし、法律家である私自身が最近になつて初めてつくつたということでありますからして、一般的の法令を知らない人が遺言制度を利用するのに非常にまだ懐疑的であるというのはわからぬわけではない。これはもうちょっとこういう制度がありませよということでこれを普及しておれば、これが非常にまだ懐疑的であるというのにはわからぬわけではない。これはもうちょっとこういう制度がありませよといふことでこれを普及しておれば、これが非常に氣の毒な状態といふものが救えるのじゃないだろうか。たとえば奥さんが非常におとなしい、子供の嫁が非常に発言権が強くて、おやじが死んだ場合にお母さんの財産的な地位が非常に危うくされるという例が現実にありますね。私どもかなりそういう相談を現実に受けおる。しかし、夫が死ぬ前に奥さんに必要なものを全部贈与しておくと、そういう遺言を書いておけば問題は救われたわけですね。そういうことを考へると遺言の制度はもうちょっと普及させたらどうかと思いますが、何かこの点で民事局長に抱負があればお伺いしたいがどうでしよう。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘のとおり、遺言を利用するという方が非常に少ないというのは事実でございます。ただ、数字をたどりますと、最近かなり増加の傾向にあることは間違いございま

せん。これは公證人が作成いたします公正証書遺言でございますけれども、四十六年を一〇〇とい

たしますと、四十八年が一三三、五十二年が一七九、五十三年中が一八二、これは割合でございますけれども、ここ七、八年の間に二倍近い公正証書遺言を作成される方が出て増加するようになつております。

また、昨年總理府に依頼いたしまして実施いたしました世論調査におきましても、すでに書いてあるというのはこれは一%にすぎませんけれども、いずれは書くつもりあるいは必要が生じたら書くつもりというパーセンテージが三十数%になります。さておりまして、これからも書くつもりはないといふのが二二%であるのに比べますと非常に遺言の人気といいますか、それを利用しようという意図のある方、これが多くなつてゐるよう見受けられるわけでございます。しかしながら、何と申しましても客観的な数字が非常に少ないということは事実でございます。

そこで、今回も相続に関する改正をいたすわけでもございますけれども、もともと法定相続分、それから民法の相続といふものはどうしても一般的な場合を想定いたしまして、それを前提にして定めるわけでございますから、やはり具体的な事情に応じた妥当な結果を得ますためには、遺言——これは生前の処分でもよろしいわけでございますけれども、そういう自由意思による処分といふものが必要になつてくると思うのでござります。ところが必ずしも現在は十分にそれが活用され得ないという事態でございますので、私どもいたしましては、今後機会あるごとに遺言制度に関する正しい知識の普及に努めたいと思っております。まず遺言に対する一般の関心を高めることが必要でありますので、私どもいたしましては、今後機会あるごとに遺言制度の内容の周知とあわせて遺言制度といふもの紹介、啓蒙ということを大いにやりたいと思っております。

主體といったしましては、私どももちろん、いろんな機会を利用してそういう活動に努めたい



それを一般的な制度とするということにつきましても、やはり農家の家庭の内部の問題であり、農村社会の問題でもございますので、この点についてはやはり制度化は問題があるかというふうに考えておりますが、奨励には努めているところでござります。

○寺田熊雄君 課長のいまの御答弁だと、まあ家族協定農業という言葉が出て、次の質問にもうすでにあなた自身が入ってしまわれたわけだけれども、そうすると次の質問で、親名義の田畠を利用して農業経営を後継者が営む場合、これは賃金などというものはつきりと親との間に決める。つまり農業経営者がこれは實金なんだ、農業後継者の賃金。それから、どういうふうにして資産を譲渡を受けると、たとえば何十年したら当然に資産の譲渡をするという、そういう内容を持つ契約を結ぶという趣旨で、そして譲渡を受けた場合には親の扶養を、必ず親が死ぬまでやっていく。そういう契約關係を助長する、こういうものが家族協定農業なのか。いま私がちょっと賃金と言ったのは、やはり経営者はこの田畠の名義上の所有者が経営者で、農業後継者はその経営者から賃金を受けると。そして、必ず収益の中から賃金部分を引き去つて自分の所得とする、そういう意味のようになりますね。そういう家族協定農業というものは現実にかなり日本で行われておるんですか。

○説明員(鈴木一郎君) 家族協定農業という言葉を使われます場合は、まあドイツにおける親子間の扶養の関係。あるいはフランスの民法における子供に対する親の賃金の支払い協定とか、そういうものを参考にしながらいろいろな内容のものが考えられております。そういうものを総括的に家族協定農業と言わせておるというふうに私ども考えておりますけれども、これの普及状況につきましては、農林省で直接調査したものはどういません。

ただ、親子の間の承継といいますか、につきましても、現在の経営主が先代の経営主と経営を約束して、前もって約束した時期に経営を継承し

ざいます。

○寺田熊雄君 大体わかつたから、あなたの方は

それで結構です。ありがとうございます。

これは、主税局の方はもうお帰りになっちゃつ

たというのがどのくらいあるかということを調査

いたことがございますが、これは專業的な農家八十五万七千戸のうちで五万八千戸、約六・八%と

いうことになります。これは、先ほど申し

上げました家族協定農業の定義からいたしますればやや狭いわけでございます。

全国農業会議所が五十一年度に自立經營志向農家について調査した結果によりますと、これはそ

の後継者三十五歳以下の者三千六十六人につい

て調査した結果でございますが、家族協定を行っ

ているものは一九・六%……

○寺田熊雄君 ちょっと、もうちょっと大きい声

で。

○説明員(鈴木一郎君) 全国農業会議所が昭和五

十一年度に自立經營志向しておる農家の後継者

三十五歳以下の者三千六十六人について調査し

た結果によりますと、家族協定を行つているもの

は一九・六%などということでございまして、必ずしも

普段及ばず高いというふうに考えております。

○寺田熊雄君 農林省としては、やはりそういう

近代的な家族協定農業というものを普及させる御

意図があるのか、それともいまは権利的態度でい

つておられるのか、その辺いかがですか。

○説明員(鈴木一郎君) 一つは、やはり農家の中

における労働報酬の評価なりあるいは親子関係を

明確にして経営の継承を行へ、それによって農業

経営の若返りを進めるというような観点からいた

るといふことでございます。

○寺田熊雄君 それは法的根拠か何かあってか、

それとも國税庁長官の通達とか、そういうことに

よってですか。

○説明員(鈴木一郎君) 租税特別措置法による規

定でございます。

○寺田熊雄君 ちょっと条文があつたら言うでく

ださい。

○説明員(鈴木一郎君) 大変長く複雑な条文でござりますのであります。――租税特別措置法第七十

条の六でございます。「農地等についての相続税の納税猶予等」というふうにござります。

○寺田熊雄君 あなた御自身が大変複雑な規定だ

と言つた。税法は余り複雑過ぎてわからない。これ

は私ども法律専門家でもそうですね。もうおおむ

ね退職しちゃつたけれども、私どもの同僚の裁判

官に聞いてもさっぱりわからぬと言つてゐる。も

うちよつとわかりやすく書いてくれなきゃいいかぬ

な。

それから私自身が経験したんですけど、夫名義の不動産で、妻がへそくりをして貯金したんでし

ょう、そしてたまたまその貯金が夫の名義になつておつたんだけれども、しかし、妻としてはこれ

は私が管轄としてためたものだから本当は私のものだと、これを含めて買ったんだから、この部分

は私のものと、こう言った場合は、税務署は

それを私は了承してくれたと思ってるなんだけれども、そういう解釈が可能なんでしょうか。

○説明員(鈴木一郎君) 執行の問題でございます。

地につきましては、いま議論のような後継者の問題ですか細分化の防止とかいろいろ特殊事情がございますので、評価の方は時価でございますけれども、相続税に関しましてはたとえば時価と、私ども農業投資価格と言つておりますけれども、収益還元価格に近いようなものでございます。これがどうなれば、その差、時価とその差につきましては、一定の条件のもとに相続税の納税を猶予するという制度を仕組んでいるわけでございます。これによりまして、実際的にはかなり低い評価で行われるといふことです。

○寺田熊雄君 それは法的根拠か何かあってか、

それとも國税庁長官の通達とか、そういうことに

よってですか。

○説明員(鈴木一郎君) 租税特別措置法による規

定でございます。

○寺田熊雄君 ちょっと条文があつたら言うでく

ださい。

○説明員(鈴木一郎君) 大変長く複雑な条文でござりますのであります。――租税特別措置法第七十

条の六でございます。「農地等についての相続税の納

の猶予等」というふうにござります。

○寺田熊雄君 あなた御自身が大変複雑な規定だ

と言つた。税法は余り複雑過ぎてわからない。これ

は私ども法律専門家でもそうですね。もうおおむ

ね退職しちゃつたけれども、私どもの同僚の裁判

官に聞いてもさっぱりわからぬと言つてゐる。も

うちよつとわかりやすく書いてくれなきゃいいかぬ

な。

それから商法の改正はひとまずおいて、これ

はまだいずれ時間があればお伺いすることにし

て……。

不動産の登記制度におきまして、しばしば小字

を考え……。先ほどの民事局長の答弁ちょっと違

うね。これはやっぱり考えてもらわぬといかねで

すね。

それから、商法の改正はひとまずおいて、これ

はまだいずれ時間があればお伺いすることにし

て……。

不動産の登記制度におきまして、しばしば小字

を考え……。あの小字といふのが

一体必要なんだろうか。つまり、現実にはもうほ

とんど存在しない。いわゆる大字と番地ですべて

やつてあるのに、登記簿謄本だけを見ると小字と

いうものが出てくる。これはもうそろそろこう

いう現実的な存在理由を欠くものについては廢止をしていいんじやないかと私どもは考へてゐるけれども、この点は局長としてはいかがでしようか。

○政府委員(眞家克己君) 不動産登記法七十八  
条、九十一條、こういった条文におきましては不  
動産の所在といたしまして最小行政区画である  
市、区、町、村のほか字を記載しようと、こういう  
ことになつてゐるわけでございまして、その趣旨  
は、一つには地番区域を明らかにするということ  
でござりますが、もう一つは、不動産の所在をよ  
りわかりやすく公示するということにあると思わ  
れるのでございます。大字がかなり広い区域とい  
う場合もございまして、大字で表示をするという  
ことが直ちにどの辺の土地であるか、どの辺の物  
件であるかということがわかりにくいという場合  
もあるかと思うのでございます。  
そこで、字というのは非常に歴史的では古く、

そこで、ともかく、小字につきましても、区域の変更、廃止等について市町村議会の議決を要するという現行自治法の規定がござりますので、こういった点から申しまして、土地の合併とか等々につきましてこれを制限するといふような規定はござりますけれども、これもやむを得ないところではないか、やはり、わかりやすくするためには、現在公的に認められているというこの小字といふものを無視するということは不動産登記法の方では無理かと思います。もちろんしかし、時代の進展に伴いまして、非常に古い制度でござりますけれども、この小字といふものをおよそ地方自治法上の制約から外してしまってことになりました場合にはおのずからその意味が異なつてこようかと思うのでござりますけれども、現在のところでは、地方自治法二百六十条の対象となつてゐるというところからやむを得ない、またこれをわかりやすく公示するというメリットもござりますので、これを維持しているような次第でござります。

○寺田 雄雄君　いまの局長の御答弁はちょっとデスクアイデアというやつで、あなたのはなるほど机の上でお考えになるとそういうふうに結論が出るのかもしれないが、われわれが登記簿謄本をとつて見る小字というのは現実にないんですよ。どこにあるかわからない。現実にはないけれども、登記簿謄本だけにはあるんですね。そういうものがあるんですよ。それはいま具体的に、それじゃまた将来、そういう例を幾らでもお見せして、たとえば、私の居住するところでも、岡山市南方といふところまではちゃんとあるんですね。それからまた何の坪とか何々坪が界とか、そんなものは現実にはない。みんなどれも知らない。知らないけれども登記簿謄本だけにはある。そういうものは要らないんじゃないかということなんです。それでまた、このあなたの引用された七十八条の一つ、「土地所在ノ郡、市、区、町村及ビ宇」と、「町村

及ビ字」というのは大字についてはよろしいけれども、小字は必要ないよう思いますよ、現実にないんだもの。行政区画にはもちろん出てこない。だから、そこにあるものが一体どういうところなのかなんということも、登記簿謄本や系図を見れば——系図にもない場合があるけれども、まあわかるかもしれない。しかし現実には皆知りませんよ。だからそんなものがあるのが障害になつて、たとえば合筆しようとしたつて小字が違うと合筆できないなんて言うもんだから、あなたのおしゃるようによく町村議会にかけてこれを廃止するんです。それから合筆するんです。いまは県境にまたがつて家があるような場合——まあ私は開発というのは余り好かぬけれども、県境にまたがつて開発される場合もある。それから土地を買つてみると、ときには町村相互にまたがる場合もある。いわんやこの小字というのにならぬことが多いわけですよ。これがしばしば非常に障害になつて合筆できないものだから、それじゃ、しょうがないから。もしそれがその一件のために廃止するということになるとみんなが文句言いそなもんだけれども、だれも文句言わないですよ、いま小字を廃止したって。なぜかと云ふと、それは現実的でないから。だからやはりこれはそういう現実をお調べになつて、そういうものが本当に必要なんだらうかということをお考へになつて、そしてやはり処置をとつていただかないといけないんです。国土調査の場合は、あなた方御存じだらうが、いま国土調査をしましてしばしばこれをなくしてますよ。御存じでしよう。国土調査をどんとかけて、そして小字を取つてます。そういう現実も御存じだらうと思うけれども、これはやはり実態を調べて検討していただきたい。

○政府委員(貞家克己君) 確かに御指摘のとおり、実質がないのにかわらすそれがあるといふ

ことは非常に奇妙な結果になるわけでござりますが、実はこの字——大字とか小字というものが非常に歴史的な産物のようでございまして、地方自治法上も、まあま子と言つちや言葉が悪いわけでもござりますけれども、必ずしもその意味がはつきりしない。一つの区域を表示するための手段があるということはわかるわけでございますが、それがなくなつたということは、いつどういう点でどういう事由によつてなくなつたのか、自然に人が使わなくなつたということになつたのか、その点が非常にわかりにくいけでございます。その始末といふようなものにつきまして、私ども事務上必ずしも全国つぶさにするわけにもまいりますん。やはりこれは非常に——地方自治法上の手段でそれが廃止ということになれば、これはまあ先生御指摘の事態でござりますと、廃止といふよりもむしろ実質上なくなつているのを確認するといふようなことになるかもしません。そういうような手続的な区切りがござりますと、不動産登記だけ昔のものを使うという理由も全くなくなるわけでございまして、非常にその処理がしやすくなるわけでございまして、なおこの点につきましてはさらに地方の実情というふうなものを十分承知いたしまして、御趣旨の点につきましてこれを検討をいたしたいというふうに考えております。

憲法の二十四条の第一項、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家庭に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」、こういう憲法二十四条の三項と真っ向からこれは抵触する。これは民事事務局長、やはりこれらの規定は男女平等の趣旨に反して憲法二十四条二項に抵触すると考えざるを得ませんけれども、あなたはどうお考えです。

○政府委員(眞家克己君) 一般に國際私法におきましては、準拠法を決めるその要素いたしましていろいろあるわけでございまして、当事者の国籍とか住居とか居所、あるいは原因となる事実の発生地というようなものがいろいろ考えられるわけでございまして、住居というものを中心にして準拠法を定めるという法制もございますけれども、伝統的にヨーロッパの大陸法系の国々におきましては当事者の国籍といふものを基準にして定めているわけでございまして、わが国の法令もそういうふた大陸法の影響を受けましてそういうふた本国法、いわゆる本国法主義といふものを大部分の問題につきまして採用いたしているわけでございます。

そこで、夫婦の関係というような、当事者双方について考えなければならない問題につきまして、これをやはり一つを選ぶということになりますとどちらかを捨てざるを得ない。そこで、従来は大陸法系の諸國の國際私法では一般に夫の本国法というものが中心になつていたのでござります。このたてまえは、結局は婚姻生活におけるいろいろの経済的活動その他の中心的な地位が夫にあるというような現実、それを前提にいたしてその優先させる以外にないわけでありまして、この場合にその一方、夫を選んだからといって直ちに実質的に妻に不利益が及ぶという関係はございません。これは必ずしもどちらかが利益、不利益と

いうことはないわけでございまして、そういう意味におきまして、直ちに憲法の趣旨に反するということまでは言えないんではないかというふうに考へておられるわけでございます。

しかし、まあ一部にやはり何といつても男女平等等の思想に反する、体裁上反するではないかとう声もあるわけでございまして、まあ各国におきましてそういうような批判を回避する方が望ましいというような考慮に基づきまして、いろいろ工夫がされている國もあるようでございます。そぞろいたしました場合に、長い伝統でございます本国主義を捨ててしまえば、これはまあ非常に簡単に簡潔になるわけでございまして、住所でありますとか、常居所、近ごろは常居所といふようなものに基づいて考へるというのが相当流行——流行しておりますけれども、そういったことを選ぶといふような方法ももちろんございますし、いろいろ修正の道はあるわけでございます。

ただ、この問題は、単に形式的に男女平等の思想から言つて形が悪いからちょっと直そうといふような問題ではないのでありますと、本國法王室などをどこまで採用するか、住居、常居所等を基準にして、ヘーネの國際私法會議でいろいろ身分関係になりますし、また、住所を基準にするという場合には、それはそれなりにいろいろ問題が起り得るわけでございまして、そういう面におきまして、ヘーネの國際私法會議でいろいろ身分関係に関する条約案が採択されておりますけれども、そういう会議ではやはりいろいろ工夫がされておるわけでございますし、私どももいたしまして、この法令というものを全面的に検討するという作業はかなり古くから手をつけておりまして、ヘーネの國際私法會議の動向とにらみ合わせていろいろ研究をいたしておるところでございます。

したがいまして、そういう問題の一環として、やはり検討を進めたいというふうに考へておりますが、いま直ちにこれは憲法の趣旨に反するかも、この法令というものを全面的に検討するといふことはないわけでございまして、そういうふうに考へておられるのを夫または妻とするというような

単純な改正では済まないと、また、それでは役に立たないと申しますか、いろいろ問題が起って解決にはならないという点だけを御了承願いたいと思うのでございます。

○寺田雄雄君　いやいやそれは違うでしょう。あなたは本国法主義だということ、本国法主義だと言つても、それが夫の本国法をとるか、妻の本国法をとるかという問題で、本国法主義ということはこれでこれを解決できる問題じやないんで、いずれの本国法によるかという問題ですね。

それから、不利益はないと言つたけれども、いや不利益はありますよ。たとえば妻が日本人で夫が外国人だとしますか、これは韓国人の夫——御承知のように家族制度をとつておるでしょ、韓国の民法というものは、それで、親権は父のみが行使するというふうにしてあつたら、母親の親権がなくなると。それから、仮にその夫の本国法によると、夫に貞操の義務がない場合がありますね。そしたら妻は離婚の請求ができなくなるでしょ。それから相続権だって、これは被相続人の本国法によるというんだから。これはまあひとまずおくとして、氏の問題にしたって、こちらは妻の名前を名のりたいと思っても、夫の本国法でもう夫の氏によるんだというふうに決めてあれば、妻としては非常に不利益をこうむるので、いずれの制度をとっても妻に不利益はありませんといふことはないでしょ。それは大いに不利益はあるでしょ。それからまた、夫の本国法では、行為能力を妻に制限をしておるかもれない。いろいろ、夫の本国法によるがゆえに、婚姻の効力が、夫に非常に強力な権限を認めておるような本国法である場合には、妻は不利益をこうむらざるを得ないわけで、だからいまの局長の御答弁はどうだろうかね。

それと、夫の本国法によるという一連の規定が、これは今日における両性平等の思想に背馳するものと非難されているという、つまりこれはやはり平等の思想に反するんだという非難があることは、またまたま國際私法を法律学全集で執筆

しておられる、これは折茂豊氏ですが、これが「國際私法(各論)」を読んでみても随所に出てきますよ。だから、局長のように単純に、男女平等に反しないという結論は出てこない。

それから、「法学論叢」のこれは五十八巻第一号の中に、「婚姻の身分的効力の準拠法について」潤池良夫氏の論文がある。この潤池良夫氏の論文読んでみますと、ここにもやはり「我が国においては、周知のごとく、この点については法例に夫の本国法主義の明文の規定がありこれまで特に問題とせられることがなかつたのであるが、近時両性平等の見地からこの夫の本国法主義が反省せられ立法論的に問題化されている。」、そういう前提のもとに、「一体どうしたらこの男女平等を実現するそういう理想にかなう主義がとれるであろうか」と一生懸命に考えて、これは八つの主義を紹介している。第一は夫の本国法主義、これはまああなたの言われる本国法主義、だけれども、いまあなたがおっしゃたのでも、私が申し上げたように夫の本国法主義と妻の本国法主義と二つあるんだから、本国法主義をとつておりますということです。問題は解決しないという、これは先ほど申し上げた。二番目は妻の本国法主義、それから第三番目が夫婦の約定によるいづれか一方の本国法主義、四番目が個別の解決主義、第五番目が夫婦の本國法の競合的適用主義、第六番目が夫婦の本国法の累積的適用主義、第七番目が法廷地法主義、つまり法廷地法でやれと、そうすれば男女の平等なんということ、夫を優先するとか妻を優先する問題が出てこないとか、それから八番目が住所地法主義と、いろいろ八つの主義があることを紹介して、そのいずれが夫婦の平等の主義に抵触せずに合理的な解決が得られるかということを一生懸命に論証しておられるわけで、そう局長のように単純に、本国法主義であって両方が全然不利益がありませんなんていふ簡単な、短絡的な答弁はできませんよ。いかがですか。

また非常な利益を受けるということもあり得る。いろんなケース、いろんな国の法律によりまして

利益、不利益はさまざまであろうと思います。それは各国の実体法がそれぞれ統一されないでばらばらになつていていることからやむを得ない結果でござりますけれども、しかし、その適用の結果公序良俗に反するというような場合には、日本の裁判所はこれを適用しないということによつて解決をされているわけでござります。

をとるといだしましてもいろいろな考え方があるわけでございまして、まあ法制審議会でかねてから検討いたしておりまして、何回も試案のようなものもその経過において作成いたしておりますが、たとえば婚姻の効力につきまして申案をいたしまして、夫婦の最後の共通本國法によるという場合、これは共通本國法がいつかの時点においてつたという場合、あるいは乙案として、夫婦はそのいづれか一方の本国に住所を有するときはその本国法によるという案、あるいは夫婦の共通住所地法によるという案、まあいろいろあるわけでございまして、私は現在の夫の本國法が最もあらやまる場合においてすぐれているなどと申し上げるつもりはないわけでございますが、こういったいろんな考え方があり得るわけでありまして、また検討する煙の効力だけの問題ではございませんので、本國法主義をとつておりますと方々にそういった先生の御指摘のような問題があるわけでございまして、国際私法を統一的に考へてそれを検討せざるを得ないということを申し上げたかったわけでございます。しかもヘーネの国際私法会議におきましては、そういった先生の御指摘のようないつたへーネの国際私法令議に日本は参加をいたしております。そこでできる限りそういうたまごを近の動向といふものを把握いたしまして、よりよい国際私法制度といふものを検討していくかなわけですが

○寺田熊雄君 いまあなたのおっしゃったような、つまり現実に夫の本国法主義によつた場合に、それがメリットを与えるかデメリットを与えるかというような、それはいろいろありますよ。夫の本国法が進歩的なならばかえつて妻にとつてそれは多くのメリットを与えるでしょ。逆の場合にはデメリットを与えるんで、だからあなたのお金であります。デメリットがある場合に、それはメリットやデメリットで左右すべきぢやないんで、その原則を重んずるか重んじないかという問題なんです。だから、そういうメリットとかデメリットとかいうようなことをでもつてその原則を左右するわけにはいかない。

それからまた、あなたは、法例の三十条を適用して公序良俗に反する場合には、妻に不利益なものを、規定の適用を排除する場合がありますと云ふけれども、これはやはりいまの国際私法の折衷主義の、これは二百九十九ページにある一つの脚注であります。たとえば、「夫の本国法が離婚をみとめていない場合、法例三〇条を援用してその適用を排除しうるか否かについては、原則としてこれを否定的に解すべきであろう。」と。だから、やはり公序良俗の規定があるからといって、夫の本国法に離婚が認められていないから、それは認めさせていいことが公序良俗に反するから離婚できなんだと、いうところまではいかない、どう考えたるだとしても、法学者として。だから、やはりこれは真剣に憲法上の原則とか、男女の平等とかいう、ときめきて高い次元のものでしょ、局長ね。だから、そういう高い次元のものでしょ、年の中間に当たる国際的な高い次元の理屈が追求されている時代、そしていま憲法の原則が追求されるべき時代でありますよ。ですから、この場合、これは立法技術的に困難であります。

か、メリットがありますとかいうような非常に瑠末な問題に目をやって、大原則に反するか反しないかという問題を等閑に付すべきではありません。というのが私の意見ですよ。だから局長、これは真剣にやはり検討を約束してもらいたい、そういうことです。

○政府委員(眞家克己君) まことに弁解がましいようなことを申しますが、こういうメリットがあるからいいではないかと、そういう趣旨で申し上げたわけではございません。非常に高い次元で物事を考える場合に、それが形の上でやや差しされりがあるということで、直ちに高い次元で考えたことが即現状を批判し、これを維持すべからざるとする根拠になるかどうかという点でいろいろ考えてみなければならないという趣旨で、私は現実論ということも加味しながら高い次元の適用とすることを考えなければならないというようなつまりで申し上げたわけでございまして、確かに高い次元に立って考えます場合に、少なくとも形の上で、夫の本国法といいうようなものがすべての関係について基準にすべき要素としてまかり通るということ自体が、高い次元からして望ましくないという御意見は十分理解できるわけでございます。決してこれを瑠末な便宜論で済ませようといつもではありません。これは相当古くから熱心に法例の全面的改正と申しますが、これはヘーゲの国際私法会議で採択される条約案といいうようなものを加味しながらやつておるわけでござりますけれども、そういった努力はもうずっと古くからやつておりまして、今後継続して精力的にそういう検討を進めたいと思いますし、その際には御参考のとおりの高い次元からの考慮、反省といううことを十分加味してやつてまいりたいと思います。

○寺田熊雄君 法務大臣、いま私と局長とのいふいろなやりとりをお聞き取りになつたと思います。

されると、一方的に夫を中心と考えてしまっていたりして、それがうらやましく思われる。しかし、いまは妻の本國法主義もあり、それから裁判地法主義もあり、住所地法主義もあると、そういういろいろな制度をわれわれが考えて、どれが本当に男女の平等を実現するものであろうかと、それが憲法二十四条に言う男女の平等の思想に基づいて制度を考え、運用をすべきであろうかということをいま検討をする時期に来ておると思うんです。だから、民事局長も真剣に検討するといいます。約束したわけです。大臣もこの点についてお約束いただきました。十分これから検討していただきたいと思います。十分これから検討していただきたいと思います。いかがですか。

○國務大臣（倉石忠雄君） 大変高い次元の法律上の基本論を承ったわけでござりますが、最後に民事局長がお答えいたしましたとおりに、これは時間を見て検討をいたすべきものであると存じます。

○寺田熊雄君 終わります。

○宮崎正義君 民法及び家事審判法の一部を改正する法律、この相続に関する民法の改正に当たつてすいぶん長い間労苦をなさつてやつと今回の改正の運びになつたわけであります、いずれにしましても、その改正案のこれからどうあるべきかという、どう改正していくかなければならないだろうかという問題点、それらがやはり中心になつてくる質問になるわけで、当然重複する点が出てまいります。したがいまして、そのことを一応お聞きをしながら質問をいたしたいと思います。そして、先ほども寺田委員の方からいろいろ質問がありまして、私も重複して質問をするようになりますが……。

午前中参考人三人の方々に来ていただきまして貴重な意見も拝聴したわけでありますが、そこで、私は三人の参考人の方々にお伺いをしたわはなんですが、相続人以外の者に対する寄与分の認定、あるいは寄与分といいますか、将来法改正していかなきやならないかどうかということはまだ別といたしましても、相続人以外の者でも内縁の妻、事実上の養子等については特に相続人に準ず

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at [john.smith@researchinstitute.org](mailto:john.smith@researchinstitute.org).

る者としての寄与分を認めるべきだということが言われているわけであります。

そこで、厚生省からお見えになつていていますね。——まず、国民年金法ですか、「この法律において、配偶者の五項ですか、「夫」及び「妻」には、第四十九条の規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」

うございます。それから厚生年金保険法の三条、これは二項ですか、ここにも「国民年金法の方は「第四十九条の規定を除き」とあります、が、この厚生年金にはそれはございません。私の知つている限りは、この「第四十九条の規定を除き」

事実上の婚姻関係というのはどういうふうな具体的なものを指しておられるのか伺いたいと思ひます。

○説明員(萩原昇君) 通常の、これはいわゆる内縁関係ということでございますが、「届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者」ということでございます。

それから、先ほどのお話の中にもございました国民年金法四十九条の部分に關する改正規定は、ただいま御発言のとおり御提案申し上げている次第でございます。

○宮崎正義君 念のために四十九条というもの的内容を説明してください。

○説明員(萩原昇君) これは国民年金におきまして通常の場合はだんなさんが亡くなつた場合にお子さんがいる寡婦の方、この方に母子年金というものを差し上げることになります。この母子年金につきましてその母の状態は、だんなさんがお亡くなりになつたときにそのだんなさんによつて扶養されていた配偶者、またはその事実上の配偶者であり、かつ国民年金が保険制度でござりますので、一定の妻自身についての保険料要件を満たすということで通常の遺族年金、遺族給付と

いうものが出ておるわけでございますが、寡婦年金につきましては、こういう母子年金に結びつかるのがあるわけでございますが、その当時からです。

金制度が発足いたしましたときに、その昭和三十年代に発足いたしましたときに、過去十年間に

における継続する婚姻関係というものを立証するためには法律婚ということで立証がむずかしいのではないか、こういうことで法律婚に限ったというふうに承知しております。

○宮崎正義君 雜母子年金も含まれるわけですが、これは母子年金と同じような状態でございます。

ただし、この場合の配偶の関係につきましては、おばあさんは母子年金につきましては、おばあさんが

孫を養つておるとか、そういう状態において、たとえばおばあさんの場合ですとその息子さんに当たるような事実上のかせぎ手、それが亡くなつた場合におばあさんと孫が残されたというような場合が雑母子年金でございますので、この場合配偶関係とはちょっと異なつてしまります。

○宮崎正義君 御答弁の中に俗に言う内縁関係といふことは事実上の婚姻関係ですか、婚姻関係というのはどういう――何といいますか、婚姻関係といふのは事実上の婚姻関係ですか、婚姻関係といふのはどういう――何といいますか、個条書きで認知していくのか、その辺を伺つておきたいのですが、参考に。

○説明員(萩原昇君) 通常届け出をしておらないけれども届け出をすればその届け出が受理されるような状態、これを通常の状態でやっておりま

す。さらに別の言葉で言いますと、婚姻関係を成立させる意思があり、そういう実態が社会から認められておると、だけれども届け出をとつて婚姻の形式行為をしておらないという関係であると理解しております。

○説明員(萩原昇君) その法の精神は何ですか、根本の法的精神。

ころで持つております一番古いものは、昭和十七年に現在の厚生年金の前になる労働者年金法とい

うのがあるわけでございますが、その当時からすでに内縁関係といふものをかように遺族給付の受け取り方として規定しておりまして、はつきりと

金給付を行おうということです。昭和三十六年国民年金制度が発足いたしましたときに、その昭和三十年代に発足いたしましたときに、過去十年間に

における継続する婚姻関係といふものを立証するためには法律婚ということで立証がむずかしいのではないか、こういうことで法律婚に限ったというふうに承知しております。

○宮崎正義君 社会保障給付といふ、国民をそぞろ不幸な中に、不幸な生活の中にある人、何らかの理由で入籍できない人たちで、そして結婚もしくともできない、そういう人たちを守るためにわかりやすく言えばつくらえていた法だと、こう解釈していいですね。

○説明員(萩原昇君) 御趣旨のような考え方かと思ひます。

○宮崎正義君 民事局長、民法の七百十一条、これがひとつ御説明願いたいんです。

○政府委員(眞家克己君) この七百十一条は、いわゆる慰謝料の規定でございまして、他人の生命を害した者、殺した者が、その被害者の父母、配偶者、子に対して、財産権を害しない場合でもいわゆる精神的な損害としての慰謝料を払う義務がある、という趣旨でございます。

○宮崎正義君 これは午前中の参考人の遠藤浩さんという方の答弁がありましたが、この文言を引かれたわけです。そして民法にもこの例を取り上げて、そして救済する判例があるんだといふことです。

○政府委員(眞家克己君) 配偶者の解釈だと思ひます。そういう判例になつてゐるということは事実でございます。

○宮崎正義君 私が聞いたのは、内縁関係のことなんですよ。そのとおりですか。

○政府委員(眞家克己君) 裁判例におきまして内縁関係にある者を配偶者に含ませて解釈をしてい

とでございます。

○宮崎正義君 いろんな理由があつて内縁関係の生活をしている婦人も国民の一人ですね。そして法的に内縁関係として相続は認められない。厚生省の方では温かくそれらの人を見守つて、国民の一人として支えていくこうと、いう考え方、法務省の書いたものはないわけでございますが、やはり社会保障給付といふものに困窮した状態にある者とのいうのを広く認めていこうという趣旨に基づくものといふうに理解しております。

○宮崎正義君 社会保障給付といふ、国民をそぞろ不幸な中に、不幸な生活の中にある人、何らかの理由で入籍できない人たちで、そして結婚もしくともできない、そういう人たちを守るためにわかりやすく言えばつくらえていた法だと、こう解釈していいですね。

○説明員(萩原昇君) おひとりおひとり考えていきましたが、どうですか、先ほどおばあさんの場合でありますと、その息子さんに当たるような事実上のかせぎ手、それが亡くなつた場合におばあさんと孫が残されたというような場合が雑母子年金でございますので、この場合配偶関係とはちょっと異なつてしまります。

○宮崎正義君 御答弁の中に俗に言う内縁関係といふことは事実上の婚姻関係ですか、婚姻関係といふのはどういふうに理解しておられますか。

○政府委員(眞家克己君) 内縁の妻、事実婚といふものを法的にどう評価し、どう処遇するかといふのは、これはきわめてむつかしい問題でございまして、わが国の立場としまして法律婚主義といふことをおられましたんで、どうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 内縁の妻、事実婚といふものを法的にどう評価し、どう処遇するかといふのは、これはきわめてむつかしい問題でございまして、わが国の立場としまして法律婚主義といふことをおられましたんで、どうでしょうか。

○宮崎正義君 これは午前中の参考人の遠藤浩さんという方の答弁がありましたが、この文言を引かれたわけです。そして民法にもこの例を取り上げて、そして救済する判例があるんだといふことです。

○宮崎正義君 これは前中の参考人の遠藤浩さんという方の答弁がありましたが、この文言を引かれたわけです。そして民法にもこの例を取り上げて、そして救済する判例があるんだといふことです。

○宮崎正義君 これは午前中の参考人の遠藤浩さんという方の答弁がありましたが、この文言を引かれたわけです。そして民法にもこの例を取り上げて、そして救済する判例があるんだといふことです。

○宮崎正義君 これは前中の参考人の遠藤浩さんという方の答弁がありましたが、この文言を引かれたわけです。そして民法にもこの例を取り上げて、そして救済する判例があるんだといふことです。

破棄による損害賠償責任というようなものもかな  
り古くから認めているわけでございます。

そこで、私どもの考え方をいたしまして、姫姫の効果のうち、夫婦の共同生活が改善されているということを前提として認められているような効果、第三者に影響することのないような効果は、これは法令上あるいは判例上これを認めているつまり夫婦と同じような保護を与えていたるといふことが言えようかと思ひるのでございまこそ、こと

ような問題につきましては、やはり届け出といふことを婚姻の要件として、その公示ということに大きな意味を与えていたというたてまえからいたしまして、夫婦と全く同一には認めるべきではないのではないか。か。

したがいまして、先ほど寺田委員の御質問にもございました氏の問題でございますとか、あるいは夫婦財産契約の問題でございますとか、一方と他方血族との姻族関係が生ずるかどうかというような問題でございますとか、端的には相続権の問題、これは多数の当事者間の法律関係でございます。そういう問題につきましては、これはやはり届け出主義、法律婚主義をとる以上、同等にこれを扱うということはできないのではないか。それに反しまして、不当破棄による責任あるいは不法行為上の責任と、そういうような問題につきましては、これは配偶者と同じように取り扱う、これは先ほど先生御指摘の問題でございましたけれども

も、そういうふたよな問題につきましては同じよう取り扱いをするといたしましても、結局は相続の問題、究極するところは相続の問題でございましょうけれども、そういうふた多数当事者に影響を及ぼす画一的処理を必要とするような問題につきましては、やはりその間に区別があつてかかるべきではなかろうかと、かように考へておる次第でございます。

ば、いつまでたっても、これは私の考え方と平行線を引いていっちやうと思うんです。届け出制だからもうそれ以外の決められたものから枠は出ないんだよ、わかりやすく言えばそういうことだと思うんです。私は国民の、婦人の一人の立場が同じような立場であって、

片方は社会保障される、法では相続権というものが届け出してくださいから認めないと、わかりや

すい話だとそうだと思います。ですから、そういう方というのは全く日の当たらない生活を一面ではしているとも言える立場の人もあるわけでしょうね、そこ内蔵の要は、うなづかしく

立場があるでしようから、いま局長もいろんなふうなことをおっしゃって、角度ごとにおっしゃつ

ておりましたけれども、いざれにしろ内縁の妻といふその一婦人というものは、やはり法で温かく守つてやうなきやいはんじやないかと、こう

私は思うわけですがね。もう民法にちゃんとこういうふうに決められてあるからそれ以外はみ出さ

ないよと、こう言えればそれでおしまいなんですが  
れども、国民の一人の感情としては、私は納得で  
きない問題があるんじやないかと思うんです。二

いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 民事局長からお答えいたさせます。

うな感じをこれはお持ちになるということは、これは実情として理解できるわけでござりますけれ

の裁判例によりまして、内縁の夫婦間においても認めているようでございます。まあそういういた意味におきまして裁判の法創造的作用と申しますか、そういう余地があるということを私は決して否定するものではございません。

そこで、これも居住権といいますか、先取り権といいますか、夫婦二人きりでやつとこさローン

も払つて土地と家が取得できた。御主人の名前に  
なつて届け出られたということになつて、その奥  
さんは御主人の遺言がなければ今度は全部奥さん  
のものになるのかどうか、そういうこと。それ  
からもう一つは、少なくとも生前に居住権とか、  
先取り分というものを考えてあげなきゃならない  
のじやないかというふうにも思うわけですが、ど  
うなんでしょう。

○政府委員(貞家克己君) 配偶者の相続分をいかに引き上げるかという問題につきましては、御指摘の七又の通算よりも、より庄屋の承認をとらう

おの先取の権利をもつては居ないが、居住権の保護として、この点は問題となるべきである。しかし、これによると、先取権の成立要件として、占有の期間を設けていないことは、問題となるべきである。

これはそういう制度をとつておる国もござりますけれども、相続財産の額が一様でございませんので、その基準の立の方が非常にむずかしい」という

こと、相続財産が非常に多額である場合には先取り分を認める実益が余りございませんし、少額の

場合には先取り分を確かに配偶者は保護しますけれども、あとの相続人はこれは非常に悲惨な結果となるようようなことをひがしまして、これよ

やはりちよつとむずかしくて採用するのにちゅうちょされるということでこの案は採用されること

はなかつたわけでござります。  
また居住権につきましては、もし何らかの配偶者ごと居住権を認めるといたしまして、その法単上

の性質が非常に疑問でありまして、議論百出いたしまして、相続分との関係がどうなるのか、いつ

い物権になるのかというような問題で非常に法理が複雑な制度を設けるべきではないかなど、これまで権利を存続させるのが、どういう種類の新規な制度をつくり上げるよりはむしろ端的に相続分を最低二分の一といふことにいたしました場合には実質的に居住の権利が奪われるということはあります。したがって、こういった複雑な制度を設けるよりもむしろ端的に相続分を引き上げるといううまいわけでありまして、これは共有の法理からそういうふうな方向になつたわけでございます。

○宮崎正義君 いま私一つの例を申し上げますけれども、これは裁判所が裁くようになる問題だろうと思いますけれども、一つの土地がございます。イという土地がある。その土地が二筆になります。この土地にその父と母が住んでいます。パートが建つてあります。そのアパートは母親の所有物です。所有権は母親のものです。それから別の土地にその父と母が住んでいます。パートが建つてあります。二筆になつて、それでその上にアパートが建つておられます。そこで老夫婦が住んでいるわけですが、そこに三女が入つてお父さんお母さんのめんどうを見ているわけです。それでその家が古いのですから三女が建て直しをやつたわけですかね、その家を。そうしますとその父親というのが生前、口で――先ほど遺言の話も出ておりましたけれども、口で別のアパートの建つてある土地ですね、そのイというところの土地の二筆になつて、いる一筆を長男にやると、それからもう一つの、二筆のもう一つを長女にやるということを常々口にしておつたということなんです。そして先ほど言いましたように、三女がお父さんの住んでた家のを壟してそして新しく家を建てた、三女のお金で。結婚したんですが、この人は離婚をしてそして商売をその場所で始めて、お父さんお母さんを二階に入れて生活を守つて養ってきた。その父親が亡くなつたわけです。そして今度はアパートの所有権を持つていて母親が相次いで亡くなつたわ

いるわけです。こういうふうなややこしい問題が起きてはいるわけです。これはどういうふうにしてまとめていくかということが将来の問題点だと思うんですが、もうすでにいまその問題が起きているわけですね。

それからもう一つは、まだあるんです。彼らであります、これは切りないんすけれども。先妻が亡くなつた、その子供は籍に入つてゐる。二度目にもらつた奥さんは離婚して、その人にも子供があつて、それも籍に入つてゐる。それから三番目の奥さんもつてそこにもお子さんができました。その人——三番目の奥さんと子供がその被相続人の一切のめんどくさを見てやつてゐた。その人は遺言をちゃんと残してはいた。その三番目の奥さんと息子さんにちゃんと分担してやるように遺言を残したわけです。ところが一番最初の子供さ

どう分配するかということが現象的にはあらわれるわけだと思います。

そこで、遺産分割は協議ができるがこれが一番よろしいわけですが、協議ができません場合にはやはり家庭裁判所に申し立てをするということにならざるを得ないと思うわけでございます。家庭裁判所といったしましては相続人の範囲を確定することと同時に、相続財産の範囲もこれも民事訴訟事項はもちろん潜在的にあるわけでございますけれども、それを確定しなければ遺産分割はできませんからそいつた調査もいたすわけでございまして、ともかく窓口と申しますか、事案の最も早期に、比較的早期に解決をしてもらえる機関ということになりますと家庭裁判所に遺産分割の申し立てをすると。そこでいろいろ相続財産の範囲なり何なりを判断して、それを前提として遺産分割をするということになるかと思うのでございまし

ん、それから二番目の奥さんの子供さん、この人たちには何にも分け前がないわけです。そうして、いるうちにその亡くなつた被相続人の取得していく土地がばつばつばつばつ出てくるわけです。要するに遺言で残したもの以外のものがまだあつたわけですね。それがぼろぼろぼろぼろ出てくるわけです。こうしたような例なんかがいろいろあるわけですね。

そこで、この法律の各界の意見等を参考にして審議をして最終的に改正要綱を今度まとめたというのが今回の相続に関する民法の改正ですね。こういったような問題がまだいっぱいあるんです。まだまだ挙げれば期限ございませんから言いませんけれども、どんなふうに受けとめられますかね、いまのような問題を。

○政府委員(眞蒙克己君)　ただいま御指摘の問題、非常に複雑なようでございまして、私直ちにすつかり頭になかなか入りませんので的確な回答を申し上げるわけにまいりませんのですが、中にはこれは相続の問題と離れて純粹にいわゆる民事訴訟事項もあるかと思います。ただ、結局集約されるところは遺産の範囲をどう確定し、それを

で一番書きがいいわけです。そんなことはわかるわけですが、そういうふうなことが起きる以前の問題として私は取り上げているわけなんです。そういう問題が起きる以前の問題として國民にいろんなわかりやすい法律のあり方というものによくわからしてあげるということが大事じゃないかと思うわけですね。

今回、先ほども寺田委員の方からも遺言状のことなんかのお話がありました。確かにいまの訴訟で遺言状の方についてははつきりするわけです。ところが、その下の土地は長男と長女のものだということになってややこしい問題が起きてくるというような、相続面の法律の解釈というものはやはりよくわからしていくような方法を私は國民に知らせなきゃいけないんじゃないか。

最近ＮＨＫが五日間にわたって民法改正のことについて一時間半以上ですか、やりました、放映

て、非常にむずかしいケースでございますから、それにばらばらと後から遺産らしいものが出てくるというようなことになりますとまたおくれる原因にもなるわけでござりますけれども、しかしながら、少なくとも家庭裁判所でこれは職権で調査をするといううたてまえでございます。家庭裁判所の調査官というようななものもありまして、普通の裁判所で、民事裁判所で当事者主義で弁論を重ねて攻撃防御を尽くすというやり方に比べると、かなりスピード一気に物事が運ばれるわけでございまして、やはり非常にめんどうなケースで協調がなかなかできないという場合には家庭裁判所の審判を求める、それによつて遺産分割の基準といふようなものにつきましても規定はございますが、それにつきつて適正な分配、相続分に応じた分配をする、その間に寄与分の申し立てもあればそれを考慮するというような順序になるのではないのかと、かように考える次第でございます。

○宮崎正義君 私も大体そんなことはわかっていてるわけですがね。その寄与分を認めるというようなことも認められないというようなことだったら裁判所に寄つていつかが一番早いのです。そ

しました。あれは非常に大きな効果があつたと私も思いますし、そもそも言われております。あれを

機会を通じてというんじゃないなくて、そういうふうな民間で考えられぬようなことを、先に法務省は法務省としての法の解釈とか、法のあり方だとかいうものを国民にわかることが先だと思う

○政府委員(貞家克己君) 確かに先生御指摘のとおりだと思います。全く同感でございまして、法律はなるべく、つまりす、法律が進まつて、これ

はもちろんそのとおりでございますが、なかなか思ふように、だれにもわかつて、しかも詳しく、あらゆることに行き度つているという法律をつく

るということは非常にむずかしいことでございま  
す。また、やはり一般的、原則的な事柄を前提にいたしまして法律をつくりますので、遺言とかそ

うしてたまに頼らざるを得ない面もかなりあるわけですが、私はどうもといだしまして法律改正の内容の周知徹底、遺言その他、あるいは相続の

なるべく具体的な事情に応じた、適当な結果を得るための方策といふようなことをつきまして、十二月二日、三と四の二日間に亘り、各

申しますが、国民の関心を高め、周知徹底を図るというような努力ができる限りいたしたいと、かようこそ考えておられます。

○宮崎正義君 法務大臣、民事局長が言ったとおりだと思いますじゃなくて、法務大臣のお考えをひとつ伺つておきたいと思います。

○國務大臣（倉石忠雄君） 私もいま御指摘のテレビを見まして、いいことをやつしてくれるなと思つて見ておつたんですが、法務省と

いたしましてはやむと国会の御審議の結果  
が成立いたしますならば、ただいまのお話のよろ  
にできるだけのことをして、周知してもらうよ

○宮崎正義君 大事なことですから、大臣に御答弁願つたわけです。

2

六月に法制審議会の身分法小委員会、相続に関する

にどういうふうに処理をするか、責任財産の範囲がどうなるかと、いろんな問題はあるわけでござ

ですから、それを私も大いに期待をいたしたいと思ひます。

それから、先ほどお尋ねされた件は、それからお尋ねされた件は、差別はなくした方がいいという寺田委員の質問もありましたけれども、欧州諸国あるいは諸外国は

どんな立法を考えておるのか、それに対して、先ほど御質弁がありましたように、差別をなくしていく方向に進めていくのにはこの国の考え方が大いに影響を与えております。

体自分の考え方たどいうものをお持ちでございま  
したら御説明願いたいと思います。

でございます。ただ、非常に注目を要しますのは、それまでの、最近までの非嫡出子に対する帆  
過というのまきわめてヨーロッパ諸国においては

劣つていたと申しますか、処遇が非常に悪かつたと。それに比べまして日本法におきましては、これは家制度の影響があるわけでござりますけれども

も、そういうたヨーロッパ諸国に比べますと非嫡出子も結局男子であれば地位を――必ずしもそなへどひどい待遇は受けなかつたと、これは相続法

の他の問題についてでございますけれども、それが最近におきまして逆転現象とよく言われておるわけでございますけれども、歐州諸国が悪い待遇をうけでござりますけれども、

たが立等に通じて居た。これがおれがおもつての問題で、これはそれに比べて劣つて居るといふような状況になつてゐるわけでございまして、この問題はやはり一失一得別に基づく商出家庭の保護といふ問題

この問題につきまして、たとえば西ドイツなどにおきましては平等に扱つておりますけれども、

相続人として平等に相続をするというわけではなくて、配偶者に嫡出の子があります場合には相続分はさせないけれども、相続分に対応する代償請求

権を与えるというような形で処理をしている。これは一つのある意味では合理的な解決方法と

て示唆に富む制度であらうと思われるわけでござりますが、依然として嫡出子の二分の一という相続分を維持している國もかなりござります。ただ、かなり多数の國が平等に踏み切っているといふ形でございまして、この点は世界の情勢をよくよく見きわめると、つまり逆転現象が起つたわけあります。それがどういうふうに發展するかと、実際上問題が起つらないのかどうかというような点もよくよく調べないといけないと思いますし、それと同時に、何よりもわが國の國民感情というものがそれを受け入れるようになるかどうか、現在のところではどうもまだ一般的にまだコンセンサスが得られるというような状況ではないよう見受けられるわけでございまして、それがどう動いていくかというような点を慎重に考えてこの問題は対処をすべきであるということで今回見送ったということは先ほど申し上げましたとおりでございます。

○宮崎正義君 寄与分の問題で、被相続人の長男

の妻、長男が先に亡くなつたと、妻には相続権がない、こういった問題等衆議院でも相當論議をさ

れていますし——委員長は、予定の時間は四時半でおしまいで、やめてくれという紙が来まし

た。まだ私は大分残つているわけですが、遺産分

割の基準についても九百六条の問題、家事審判法

の改正についても十五条の二について少し細かく

御質問をしようと思いました。それからまた、兄

弟姉妹の相続に關して九百条の三号の問題、これ

は婦人団体等も要請をしているようであります。

それらのこととも質問をいたしたいと思いますが、時間がございませんので、いま申し上げたその事項の中に衆議院で法務委員会でやつておる問題点

は省略まして、答弁なさつていることを答弁とし

ておきたいと思いますし、いずれにしましても、妻の座を守るという今度の民法の改正に當たつては、まだ総休論からいければまだ十分でないといふ面があるわけであります。これは将来の課題として、幾つか申し上げました点について、将来の問題として考えていくかどうかということを伺

つて質問を終わりたいと思います。

○政府委員(貞家克己君) 私ども今回御提案申し

上げましたこの改正案が、すべての問題を過不足なく解決し得たなどということは決して考えてお

りません。非常にまだ今後の検討に待たなければ

だ、相続法というものはいかにきめ細かくやりま

しても、やはり実情にはどうしてもそぐわないと

いう面ができるてくる。そこである程度見切りをつ

けなければならないという点も御了解を願いたい

と思うんでござりますけれども、重要な問題点、いろいろ衆議院の審議、本日の審議で御指摘を受

けました点につきましては、身分法全体についての改正の問題の一環いたしまして、今後とも十

分な検討を続けていきたい、かように考へて

次第でござります。

○宮崎正義君 大臣のお考へを……。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま民事局長から

お答え申し上げました、これは非常に重要な問題

でござりますし、どなたもやはり非常に関心を持

たれる重要な案件でござりますので、なお引き続

き検討をいたしまして、國民各位の御期待に沿え

るようだんだんと改めてまいりたいと思ってお

るわけであります。

○橋本教君 それじゃ、私からまず法案に關連を

してお伺いをしたいと思います。

今回の相続法関係の改正で、配偶者の相続分の

引き上げ、そしてまた特別寄与分の創設という、

かねてから言われておりました妻の地位、妻の座

の強化、こういった問題を含めていわば画期的な

前向きの改正だというふうに私どもも受けとめて

おるわけです。で、法務省の提案理由の中でもこ

そつて贅意を表明されているところでござります

し、この今回の改正内容につきましては家庭裁判

所を中心にして十分御理解を得ていると思ひます

が、全くわが國の社會からなくなるという思想では

すけれども、相続財産の中には婚姻生活で形成し

た財産もございますけれども、また、伝來の財産

もございます。また、血統を重んずるという思想

を比較いたしましても、やはり子供とともに相

続する場合に、これははつきりしたことは申せま

せんけれども、ごく大ざっぱに言いますと二分の

一と二のところに基準を置いているように私ども

は採用しているわけでございまして、そういった

點も参考にいたします。直系卑属とともにする

場合には二分の一、それ以外の場合には三分の

一ぱり相続人に對する生活保障という、こういう

考え方がある。そういう生活保障という考え方を

基本に置きますと、實際は高齢化社会になつてま

ったと、そういうことを御反省なさつておるのかどう

か。そして、今度のこの改正法によって妻の座が

強化され、それが高く守られる方向に實際の運用

を通じても、裁判所等とも検討を重ねてやつてい

ただくと、いう御意向をお持ちなのかどうか、まず

この二点お伺いしたいと思います。

○政府委員(貞家克己君) 配偶者の相続分につき

ましては、具体的な調査の結果によりまして、

ここ約十年の間にかなり配偶者の待遇を向上させ

るべきであるという意見が高まつております。つ

まり、十年前におきましては現在の相続分でよ

かろうと、現状維持という意見が強うございまし

たけれども、最近の世論調査の結果によります

と、かなりこれは現在では足りない、もうちょっと

と引き上げるべきだと。これは、一つには家族構

成の変化、子供の数の減少ということも手伝つて

いると思うのでござりますけれども、そればかり

ではなく、やはり妻の地位というものをもつと相

続面において高く評価すべきであるという意識が

あらわれたものだと、うふうに受けとめたわけで

ござります。したがいまして、今回の改正の主眼

が相続における配偶者の地位の向上という点でござります以上、特に私どもから裁判所当局にこう

いうふうにしていただきたいとかなんとかといいうふうにして、いただきたいとかなんとかとい

うことを申し上げる筋合いでございませんけれど

も、法律の趣旨は家庭事件を處理される家庭裁判

所を中心にして十分御理解を得ていると思ひます

が、相続における配偶者の地位の向上という点でござります以上、特に私どもから裁判所当局にこう

いうふうにして、いただきたいとかなんとかとい

うことを申し上げる筋合いでございませんけれど

も、法律の趣旨は家庭事件を處理される家庭裁判

所の裁判官あるいは調停委員その他の方々からこ

そつて贅意を表明しているところでござります

し、この今回の改正内容につきましては家庭裁判

所の裁判官あるいは調停委員その他の方々からこ

そつて贅意を表明しているところでござります

二、四分の三というふうに増加いたしますけれども、それを一つのねらいとしたと申しますか、それを基準にしたというようなことでございます。

○橋本教君

その点はよくわかります。だから私も、この直系卑属と相続をするときに二分の一が少な過ぎるということころまで申し上げている趣旨ではないわけです。少な過ぎると申し上げている趣旨ではないけれども、妻の座あるいは妻の生活保障という点を考えますと、この二分の一プラスアルファの要素を相続財産の分割に当たって考慮する必要がある場合も多々あります。なぜか、こういう問題に次になつてくると思うんでしょ

う。

そこで一般に、長年妻が家庭を守るという、いわゆる家事労働を裁判所が大体どんなふうに評価されてきたか、これは交通事故における損害賠償請求事件等で一定の判例の動きも出てきておりますけれども、裁判所のお考えはどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君)

ただいま橋本委員が御指摘になられました交通事故における損害賠償の算定におきまして、もっぱら妻が家事労働に従事していた場合の評価をどうするかと申しますが、かなり裁判例が分かれおりまして、これを否定する裁判例、それから積極的に解する裁判例といふものが分かれておりますが、最高裁判所の第二小法廷の昭和四十九年七月十九日の判決がありまして、これは交通事故によって七歳の幼女が死亡した事案でございますが、それにつきまして二つの点を判示しております。それを読み上げてみると、「一、事故により死亡した女子は、妻として専ら家事に従事する期間についても、右家事労働による財産上の利益の喪失に基づく損害を受けたもの」といふべきである。二、事故により死亡した女子の妻として専ら家事に従事する期間における逸失利益については、その算定が困難であるときは、平均的労働不満年令に達するまで女子雇用労働者の平均的賃金に相当する収益を挙げるものとして算定するのが

適当である。」こういうふうに言つております。

この判決によりまして、事故によって死亡した妻の家事労働における逸失利益は女子の雇用労働者の平均的賃金に準拠して算定されるということが法廷でございますが、五十年の七月八日の判決は、家事労働に従事している妻が交通事故によつて負傷した事案につきまして、「妻の家事労働は財産上の利益を生ずるものであつて、これを金銭的に評価することは可能であり、負傷のため家事労働に従事することができなかつた期間は財産上の損害を被つたものというべきである。」ということを判示しまして、先ほどの判決の趣旨を確認しております。

これによりまして、最高裁判所の判例は大体確定したものといふふうに考えてよろしいかと思います。以後の下級審の裁判例もそれに従つた判示をしているわけでございます。

○橋本教君

ありがとうございました。

そういうわけで、裁判所の方でも、家事労働に従事している妻が家事労働を通じて財産形成に貢献し、かつ寄与し、家事労働自体も財産的利益増加ということで評価をし得るし、評価しなければならない、こういう方向に来ているということがよくわかります。したがつて、そういう面からいきますと、家事労働に従事している一般の妻であつても、相続人の財産に対してやつぱりそれの財産が形成される過程で十分に寄与しているという考え方とも近いわけですね。そういう考え方によつて、家事労働による財産上の利益の喪失に基づく損害を受けたものとして算定するべきであることは、夫婦財産共有の半分を確認的に分割したという考え方とも近いわけですね。そういう考え方によつて、妻の相続分の二分の一といふことになりますと、この妻の相続分の二分の一といふことは、夫婦財産共有の二分の一でござりますけれども、最高裁の損害賠償請求の判例では、家業は、かなり広いことは広いのでござりますけれども、單なるサラリーマンとして勤務するというることは「事業に関する」というわけにはいかないわけがございまして、典型的な例といつてしまつては、農家でありますとか商店でありますとか自家業局はおとりになりますか。

○政府委員(眞家克己君)

御指摘のとおりでござります。

○橋本教君

今度の寄与分の関係について考えてみますと、九百四条の二で「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付」、こうあります。だから「被相続人の事業に関する」と、こういふことをかぶせますと、たとえば主人が会社に勤務していると、その主人はサラリーマンですからみずから事業をやっているわけじゃない。だからそういう場合じゃなくて、ここで言う「被相続人の事業に関する労務の提供」というのは、実際には寄与分の請求はできるんでしょうが、できないことがあります。だから「被相続人の事業に関する」ということには当たらないかはどうかはどうですか。

○政府委員(眞家克己君)

いま御指摘のよう

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

さらに加える必要が状況によってはあり得るかも知れませんね。それが九百四条の二でできないとするならば、私は九百六条の「各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して」遺産の分割はなされねばならぬというこのところで、生活の状況、年齢、こういったところで加味されて運用されるということが可能なのかどうか。ここで可能であるというように運用されなければ、私は内助の功という問題が実際は二分の一どまりで、それで特別寄与分にものないかという気がしてお聞きするんですが、どうでしょうか。

るということが、この条文の趣旨から相続分の変更という形ではなくて、その遺産の具体的な分割によってそういう趣旨を実現するということは十分期待されるところでございます。

○橋本教君 だから、九百四条の二の「特別の寄与」ということでは、商店の主婦なりあるいは中企業あるいはパートに行くとか、いろんなことでそういう具体的な貢献をした場合は特別寄与分の請求ができるという、そういうことはわかりましたけれども、二分の一の相続分が決められたのでしたが、それ以外の内助の功をどう評価するかという問題については、特別寄与分の請求権ではないとすると、いま局長も抽象的におっしゃいましたけれども、二分の一の相続分が決められたのでそれで十分だということだけでいいかどうか、これはまさに今後も検討していく必要がある問題だという気がします。

そこで、もう一つの問題は、この九百四条の二で「被相続人の療養看護」、これが一つ入れられた。これは私はある意味では日本のやっぱり生活状況に合っている面は一つある。しかし、もう一つ合わない面も出てくるということを心配するんです。たとえば、われわれ親が病気であるときは、自分が看護できなければ妻を看護に行かせるとか、親子の情に基づいてまさに必死になつて看護いたします。家庭の事情によつてそれができない場合は他の相続人がやる場合もありますけれどもね。午前中も出ていましたけれども、実際いま日本の核家族化が進んでいるとはいうものの、被相続人が年をとつてしまりますと、長男の妻なりあるいは次男の妻なり、つまり嫁が老人の世話をすること、親子の情に基づいてまさに必死になつて看護いたします。家庭の事情によつてそれができない場合は他の相続人がやる場合もありますけれどもね。午前中も出ていましたけれども、実際いま日本の核家族化が進んでいるとはいうものの、被相続人が年をとつてしまりますと、長男の妻なりあるいは次男の妻なり、つまり嫁が老人の世話をすること、親子の情に基づいてまさに必死になつて看護いたします。家庭の事情によつてそれができない、あるいは寝た切り老人に対する対策が少ないのでありますよ。嫁から見れば、被相続人となくちやならない。そうした場合に、言つてみれば嫁は被相続人の療養看護をしたということにはならないわけですよ。嫁から見れば、被相続人といふのは通常の場合配偶者ですから、夫ですからね。だから、夫の父母に対する療養看護をした場合

合というのは九百四条の二から實際は外れてしまう。これを外さないようにしようとするならば、妻に対しても特別寄与分を夫にかわって請求し得るという考え方をとるか、あるいは妻がそれだけの養育看護をしたということを含めて、夫が特別寄与分の請求、つまり、自分の家庭を一定の犠牲をして妻をして看護せしめたという意味にとりまつすか、何らかのやっぱりそういう状況というものに適応した解釈、運用というものは要るんではないうだろか。實際はやっぱり長男の妻、次男の妻というのは苦労するんですよね。そういう状況に対応してこの九百四条の二が運用できないものであろうか、あるいは寄与分の請求権者にそういう看護をした妻を入れるというようなことが法的にできないのかどうか。ここらは局長、将来の検討も含めてどうお考えでしよう。

○政府委員(貞家克二君) この改正法の条文の解釈がどのように発展するかということは、いま断言するわけにはまいりませんけれども、いまおっしゃいましたのようなケースにおきましても、結局はその子供の妻が履行補助者というような考え方をいたしますれば、これは相続人たる子の特別別寄与ということを考えるのは不可能ではないのではないかと、かように考えるわけでございます。

○橋本教君 確かに相続人の範囲を、やっぱり配偶者——妻にまで寄与分請求権者の範囲をそこまで広げるということになりますと、ほかにもまたいろいろな対応が出てくる。いま局長がおっしゃったように、履行補助者としてそういう養育看護をしたという考え方をとれば、確かに九百四条の二の弾力的運用でカバーできる可能性もある。そういうことで、今後は裁判所の運用にもかかわってくるのですが、いま言つたような日本の妻の実態に合わせて、十分その地位なり権利なりを保全するよう、せつかくの法案ですから、今後の運用を期待したいと思うんです。

こういうような改正ができると、私は、好ましくないことですけれども、裁判所に対する寄与分の請求事件というののが累増していく可能性がある

と思います。したがつて、それに対しても裁判所が十分これに対応できる体制を今度の法改正に応じて組んでほしい。具体的に言いますと、家庭裁判所における調停機能の強化、それからまた裁判所の増員、あるいはまた調査官の増員、こういったことが必要になつてくるケースがふえるのではないか、こう思います。が、こうつた私の要望に対して裁判所なり局長なりの今後の方針についてお聞かせいただきたい。

○政府委員(眞家克三君) 確かに寄与分の請求というようなものによって遺産分割の際にいろんなトラブルが持ち出される、あるいは裁判所の負担がそういう面で重くなるということはあり得るかと思います。ただ、現在におきましても遺産分割というのは非常にめんどうないろんな問題が持ち込まれているわけでございまして、これは私、家庭裁判所の内部のことを申し上げるわけにはまりませんけれども、これは十分最高裁判所当局とも御相談いたしておりますのでございまして、家庭裁判所の充実強化ということについて十分御努力をいただくというふうに承知しているわけでございます。

○橋本教君 裁判所、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 寄与分の制度が認められましたことによりまして、従前は不文のうちにやっていたものがはつきりしたという点では、家庭裁判所としても非常にやりよくなつたという面があるかと思います。そのかわりまた、そういう面につきましてのもうろろの事情を判断しなければならないという面でむずかしい責任を負うようになつたということとも、これも事実であるうかと思われます。そういう点で、勤務体制の上で十分整備をしていくことが必要であるうと思われますし、調査官の方でもそういう点の調査に粗漏がないようにしていく研修なり研究が必要であろうというふうに考えておるわけでござります。

○橋本教君 そういうことで、今後裁判所としての対応も十分機能的にやつていただくように、そ



いうものであることが望ましいと労働省はお考えでしようか。

○説明員(佐藤ギン子君) 私どももいたしましては、パートタイム労働者というのも、これは身分的に違うということよりは、労働時間が短いとか、あるいは一週のうちの労働日数が少いとか、そういう点での違いだけでございまして、基本的には労働基準法その他の関係諸法規は全部同じように適用になる労働者であるというふうに考えております。

○橋本敦君 わかりました。いま確かに御答弁いただきましたように、昭和四十五年一月十二日に労働省婦人少年局長が各婦人少年室長に出されました通達によりましても、「パートタイマーの賃金については、同種の労働者の賃金と均衡を保つたものであるよう、そのほか、当該事業所において、フルタイムの労働者に適用されている諸規定や職場の慣行その他の労働条件が、短時間就労という特性に基づくものを除く」というのが、短時間就労という特性に基づくものを除くといふことです。私は、この基本的な指導の方針というのは非常に正しいと思います。ところが、いま指摘した関西の気象協会の例を取り上げてみましても、それからその他の賃金の実態を調べてみると、大体四割どまりといふところが大変多うございます。だからしたがって、労働省がお出しになつたこの通達の線に沿つて、パートタイマーの女子労働者に対する賃金をまさに同種労働者の賃金と均衡を保つようにならねると思うのですが、どうでしようか。

○説明員(佐藤ギン子君) いま先生からお話をございました日本気象協会の問題につきましては、私もよつと細かいことがわかりませんので、どういう事情でこういう状況になつておるかといふことはわからぬわけですが、私どもで「賃金構造基本統計」の調査というものをやっております。

一般的に女子のパートタイムの労働者とそれから女子の一般の労働者の平均の一時間当たりの賃金を比べてみた場合には、大体八割程度ということでおざいます。ただこれは平均賃金でございます。だから、同一労働についている方たちで比べた場合には、必ずしも明白ではないわけですが、詳しいことはどうなるかということは必ずしも明白ではないわけでございます。

○橋本敦君 わかりました。いま指摘のように、賃金が低いといふことが一部にあるかも知れませんが、一般論といたしましては、パートタイム労働者の場合には、特定の技術ですとか技能を持っていないために、単純不熟練労働についておられる方が多いとか、あるいは勤続年数が比較的短い方が多い、あるいは場合によつては時間等についてかなり自由がきくということでパートタイマー労働者になられるという方もございます。で、そういう場合のいろいろな条件の違いといふものもあるかと思います。そういういろいろな事情もあって、平均で比べた場合には低くなつて出でてくることもあるかと思いますが、私ども

といつしましては、パートタイムの労働者の方につきましてもできる限り職業訓練等をおやりいただくといふことはありますかと存じます。そういういろいろな条件を受けていただきまして、技術は職業講習などを受けていたり、あるいは職業講習などを受けさせていただきます。そこで一つ労働省に対するお願いですが、いまおつしやつたように職業訓練等をおやりいただくといふことをいぢりでございます。いいでしようが、まず第一に、こういう女子パートに対する低賃金の具体的なひどい状況については、申告があれば調査をしていただくことはひとつぜひやってもらいたい。

それからもう一つは、さきに出された通達でも、パートタイム雇用労務管理改善指導講習会を行つたり、事業場訪問調査特別調査の実施のほか、個別事業場指導を通じて使用者に対する指導を行うなど、いろいろなことを打ち出されておりますから、そういう賃金格差のひどい業種については、申告があれば、あるいは申告がなくても実態調査を行つたり、事業場訪問調査特別調査の実施のほうでござります。

○橋本敦君 いまの通達の第三に、「事業場訪問調査、各種会合等を通じ、常時、パートタイム雇用に関する動向、実態等を把握し、情報を整備するよう努めること」と、こうあります。しかし、大阪の婦人少年室に聞いても、私が指摘した気象協会の実態はこれは御存じないと思うんですよ。それからパートタイマーについて婦人少年室がこういう関係機関の行う講習会、婦人団体の各種会合等を通じてパートタイマーに対する指導を行う、こういう方針も出されております。私大阪ですが、女子パートタイマーについて婦人少年室がこういう

手をしますとその最低賃金の額よりわずか上回つてございます。ただこれは平均賃金でございます。だから、同一労働についている方たちで比べた場合には、大体八割程度ということを入れますので、そらあたりではやけでございます。

先生御指摘のように、あるいはパートタイマーの賃金が低いといふことが一部にあるかも知れませんが、一般論といたしましては、パートタイム労働者の場合には、特定の技術ですとか技能を持っていないために、単純不熟練労働についておられる方が多いとか、あるいは勤続年数が比較的短い方が多い、あるいは場合によつては時間等についてかなり自由がきくということでパートタイマー労働者になられるという方もございます。で、そういう場合のいろいろな条件の違いといふものもあるかと思います。そういういろいろな事情もあって、平均で比べた場合には低くなつて出でてくることがあるかと思いますが、私ども

といつしましては、パートタイムの労働者の方につきましてもできる限り職業訓練等をおやりいただくといふことはありますかと存じます。そういういろいろな条件を受けていただきまして、技術は職業講習などを受けていたり、あるいは職業講習などを受けさせていただきます。そこで一つ労働省に対するお願いですが、いまおつしやつたように職業訓練等をおやりいただくといふことをいぢりでございます。いいでしようが、まず第一に、こういう女子パートに対する低賃金の具体的なひどい状況については、申告があれば調査をしていただくことはひとつぜひやってもらいたい。

それからもう一つは、さきに出された通達でも、パートタイム雇用労務管理改善指導講習会を行つたり、事業場訪問調査特別調査の実施のほか、個別事業場指導を通じて使用者に対する指導を行うなど、いろいろなことを打ち出されておりますから、そういう賃金格差のひどい業種については、申告があれば、あるいは申告がなくても実態調査を行つたり、事業場訪問調査特別調査の実施のほうでござります。

○橋本敦君 いまの通達の第三に、「事業場訪問調査、各種会合等を通じ、常時、パートタイム雇用に関する動向、実態等を把握し、情報を整備するよう努めること」と、こうあります。しかし、大阪の婦人少年室に聞いても、私が指摘した気象協会の実態はこれは御存じないと思うんですよ。それからパートタイマーについて婦人少年室がこういう

手をしますとその最低賃金の額よりわずか上回つてございます。ただこれは平均賃金でございます。だから、同一労働についている方たちで比べた場合には、大体八割程度ということを入れますので、そらあたりではやけでございます。

○説明員(佐藤ギン子君) いま先生からお話をございました。私が調べたのは大体四割程度。

大変大きな違いがあるんですけれども、個別的に具体的な職場を検討されますと平均して八割程度、これはあくまで平均値ですね。だから具体的的な調査をされると、私が指摘した四割あるいは五割という例もやっぱりあるわけです。

それで、一つは最低賃金法に基づく最低賃金の

公示というのが、これがやられておりますね。下

手をしますとその最低賃金の額よりわずか上回つてございます。ただこれは平均賃金でございます。だから、同一労働についている方たちで比べた場合には、大体八割程度ということを入れますので、そらあたりではやけでございます。

○説明員(佐藤ギン子君) 私どもでは地方に対しまして、いま先生御指摘がございましたように、パートタイマーについては地方の実情に応じて各種の機会をとらえて指導を労使に対応してするようになります。たとえば、いまお話ししました関西の気象協会の場合は、さつきお話ししたとおりに、一日働きますと二千七、八百円になりますので、実際に最低賃金の公示よりわずか上といふことでも職場によってはあり得るんですね。だから、同一労働については地方の実情に応じまして、その地方で最も重要なものは何かということを考えつつ、その対象を選んで指導をやつているわけでございます。

いままたまた先生の方から大阪についてはパートだけの会合はやつておらないのじゃないかといつたまま先生の方から大阪についてはパートだけの会合はやつておらないのじゃないかといつたましたが、これはパートだけを対象とした指導ということだけに限らず、私どもは婦人労働専門その他いろいろな会合を持つ機会があるわけでございます。そういう場合に婦人労働問題一般についてのいろいろな指導をしますときには、ほほ、ほとんどすべての場合に、パートタイマーについても問題点を指摘し、指導する手をしますとその最低賃金の額よりわずか上回つてございます。ただこれは平均賃金でございます。そこで、事業場訪問調査特別調査の実施のほうでござります。

○説明員(佐藤ギン子君) いまの通達の第三に、「事業場訪問調査、各種会合等を通じ、常時、パートタイム雇用に関する動向、実態等を把握し、情報を整備するよう努めること」と、こうあります。しかし、大阪の婦人少年室に聞いても、私が指摘した気象協会の実態はこれは御存じないと思うんですよ。それからパートタイマーについて婦人少年室がこういう

はそこまで踏み込んで婦人団体との会合やあるいは講習会、関係機関との協議、まだやつておられないじゃないかと思うんですが、どうでしようかね。

だから、この女子パートタイマーの賃金や労働条件についていままで大変いい指導方針をお出しいただいておりますので、具体的にここに書かれおるようなこういう事業場訪問調査、実態把握、これを積極的にやっていただきて、一層改善のために努力をしていただきたい。これをやるために私は婦人少年室の職員の皆さん的人数が少な過ぎるということも心配いたしますが、大阪府の労働部との連携も強めとかいろいろな方法があるかと思いますが、そういう実態把握なり、指導の強化、これでもって労働省がお考えのような方向に一層改善していく努力を一段とお願いしておきたいと思いますが、いかがでしようか。

○説明員(佐藤洋子君) 先生御指摘のように最近は婦人労働者が非常にふえてまいりましたし、

また婦人労働者の持つている問題というのも幅が広くなってきたわけでございまして、いまいろいろと御指摘いただきましたパートタイム労働者の問題だけではなくて、雇用における男女平等対策ですとかあるいは勤労婦人の福祉対策などいろいろ面での施策の推進が必要になってきているところでございます。

で、私どもとしては、こうした行政需要に対処するためには、常勤の職員だけではなかなか十分なことができませんので、非常勤職員といたしまして婦人少年室の協助員とかあるいは特別協助員、そのほかに婦人雇用コンサルタント、母性健康管理指導医というようなものを配置いたしましてやつてまいりておりますが、五十五年度からは新たに需要の多い婦人少年室につきましては、育児休業制度の普及指導員といふものを作りましたとして、こういう方たちのお力を借りながら少年室の機能強化を図つてしまいりたいと考えております。

○橋本教君 わかりました。

パート労働と同じように、婦人のいわゆる家内

労働の問題も最近やっぱり増加の傾向にあるんですね。この家内労働については家内労働法が制定されているわけですね。この家内労働法が制定されることは、家内労働法の一つの柱でございまして、家内労働法の最も基本的な事項でございます。

そこで、この最低工賃の公示という制度がせっかくあるんですが、この最低工賃の公示がなされている業種がまだ少ないというように実態として考えておりますが、労働省はいかがお考えでしょうか。

○説明員(八島靖夫君) 最低工賃の決定につきましては各都道府県の労働基準局に家内労働審議会を開催まして、そこで関係者を代表する委員によりまして審議の上決定するという方式をとっています。

最低工賃の決定につきましては、家内労働の実態がきわめて複雑であるということも反映いたしましたが、この交付は法律上義務化されています。

まして、最低工賃を決めます場合の調査、審議等を経て複雑で時間がかかるというのが実態でございます。そうした実情を克服しながら各審議会で鋭意検討を進めしておりますが、最低工賃の決定件数は次第に増加しておる実情でございます。

○橋本教君 済みません、ちょっとと聞き漏らしたんです。  
○説明員(八島靖夫君) 決定される最低工賃の数も次第に増加している状況でございます。

○橋本教君 現在のところ最低工賃は全国で平均で見て、一都道府県労働基準局関係で約三件の決定。大阪でも最低工賃は縫製加工関係だけではかなり伸びていないんですね。大体こんなものでしよう、現在は。

○説明員(八島靖夫君) 大阪府におきましても最低工賃につきましては、タオル、男子既製服、婦人既製服、それからワイシャツ、この四つの最低工賃が現在決められております。

○橋本教君 それ以外の業種でも家内労働というのは実際やられているわけですが、一つは家内労働手帳の交付、これは実態として家内労働をやつておられるうちどの程度まで交付がいつておる

か、調査の結果どうですか。

○説明員(八島靖夫君) 家内労働手帳の交付につきましては、家内労働法の一つの柱でございまして、家内労働法の最も基本的な事項でございます。

そこで、この最低工賃の公示という制度がせっかくあるんですが、この最低工賃の公示がなされている業種がまだ少ないというように実態として考えておりますが、労働省はいかがお考えでしょうか。

○橋本教君 そこまで御調査をなさっていただい

たわけですが、この交付は法律上義務化されてい

ます。

○説明員(八島靖夫君) 家内労働手帳を交付して

いるわけですね。それがやっぱり七割程度だとい

ります。

○橋本教君 そこで、この家内労働法の第一条を

見ますと、「家内労働者

の生活の安定に資することを目的とする。」と、

こうはっきり書いてあります。私はまさにこの

法の基本的目的だと思っています。そのためにはい

ます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

法律の眼目になっているわけでございます。

この生活安定を図ることでございまして、この

最低賃金額あるいは水準につきましては、この

法律の第十三条にござりますように類似の業務に

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 それで、この家内労働法の第一条を

見ますと、「家内労働者

の生活の安定に資することを目的とする。」と、

こうはっきり書いてあります。私はまさにこの

法の基本的目的だと思っています。そのためにはい

ます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。

○橋本教君 趣旨はそのとおりわかります。

法律にそろ書いてございます。だから、私は一般

的に最低賃金法に言う最低賃金の決め方、そして

従事する労働者に適用される最低賃金額を考慮し

ながら決める、こういうことになつております。

ひ家内労働手帳の普及を最高の水準まで持つて

いることを

おもいます。



いうことは、これの寄与分の形成について十分考慮されるべき事柄である、かように考へてゐるわけでございます。

○円山雅也君 この改正法の九百四条の二の寄与分のところの第三項ですかね、「寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。」ということは、明らかに何か遺留分がゼロでござることを予定してゐるんですね、この条文は、三項は、価額を超えちゃいけないけれども価額内なら構わないんだというのだから、遺留分を認定しても、どうしようか。

○政府委員(貞家克己君) 上限を抑える規定はございませんので、理論的には御指摘のとおりでございます。

○円山雅也君 寄与分に関するところはそのくらいで終ります。

次に、審判前の保全処分に関する少しお尋ねをしたいと思いますが、形成力・執行力が持てるようになつた。それで大体他の一般の事件の仮処分、仮差し押さえと同じような手続になつたといふことになりますと、審判前の保全処分をいただく場合の裁判所についての保証金ですけれども、これも大体一般事件と同じような金額の査定といいますか、算定になるんでございましょうか。

○政府委員(貞家克己君) 実は手続の細部に至ります部分は、これは現在の家事審判法が大体そうでございますので、最高裁判所規則で具体的に定められるという事になるわけでございまして、申し立て主義をとるか、職権主義をとるか、あるいは両者の併用をとるか。どういう処分についてそういう区分けをするかというような点は最高裁判所の規則によつて定められるわけでございますけれども、この担保ということによつて非常に権利の伸長が妨げられるという声はございます。この点は十分裁判所当局も考慮されると思ひますし、まだ、職権をもつてなし得るようなものにつきまして担保を積ませるということは、やはり問題があるのではないかというふうに立法当局とし

ては考へております。

○円山雅也君 確かにたとえば離婚の場合、妻が夫に財産分与や慰謝料を請求する場合、妻の方に相続人に余りお金がないわけですから、それに担保を積めと言つたってないですよ、財産が夫の名義になつておりますからね。それから遺産相続だつて、まず相続の登記やなんかしてないから、

相続人に余りお金がないわけですから、それに担保を積めと言つちやつたら、もうまるでこれは提案理由の「家事審判の実効性を確保しようとするものであります。」なんていうのはすっ飛んじやいますね。

ですからこれはせひともひとつ、一般民事の金持ち同士が対等にけんかする場合の担保の基準を、保証金の基準をそのままこれに持ち込まれないよう、ぜひともひとつこの点は御考慮いただきないと、せつからく形成力・執行力を与えていただいても何もならなくなると思いますので、この点ぜひ御検討いただきたいと思うんです。

○政府委員(貞家克己君) 御質問の点は私ども十分考へているところでございまして、これはルール制定の権限は最高裁判所にございますけれども、十分そういった点も私どもの理解しているところを伝えまして、常識にかなつた規則が制定されることを期待しているわけでございます。

○円山雅也君 それからやはり保全処分の問題ですが、仮の地位を定める仮処分を準用されておりますね、七百六十条をね。そうしますと、仮に離婚無効なんかの審判やる場合には、ちょうど労働事件の解雇の効力を停止するというやつですね、あれみたいに離婚の効力を一時停止してといふような、妻の地位を確認するというような、こんなことも可能になるのでございましょうか。

○政府委員(貞家克己君) 御指摘の事件は家事審

婚の調停、仮の地位の仮処分というと、理論的に従うということになるわけでございますけれども、途中の現象といたしましてはダブルということも、これは絶対にないと言えないと思いま

す。

○円山雅也君 ちょっと、これはそうか、審判との兼ね合いがありますね。

それからもう一つ、保全処分に関する問題ですが、本案訴訟との関係なんですが、よく審判で、たとえば遺産分割を決定した場合に、その

財産の中に相続財産かどうかで争いがあるようないふて地方裁判所でやると。そうすると、審判の方もそれを含めて遺産分割の協議ができる。そこで、家庭裁判所の審判が相続財産であるとして、たね、たしかあれば。そうですね。

前提でもつて審判し、遺産分割やつちやつた。ところが、こつちの本案の方は相続財産でなくなつたという場合、地方裁判所の方が優先するんでし

たね、たしかあれば。そういう結果になると思ひます。

○円山雅也君 そこで、そうすると私なんかが、裁判所が介入してあなたには相続分交わっているんだからもつと取れるんだよと言ははないし、だから国民のほとんどに周知徹底しないと、改正でせつからく得た妻の権利も何も絵にかいたものではない。知らない人は得する。たとえば寄与分一つでも、知っている人は——これは寄与分は申請ですかね。だから申請によって保護される、得られるか知らないと非常に困らぬんかは、申請もいたしませんか。そのまま不間に付されちゃう。それから相続分の変更たつて、遺産分割協議ができてしまえば、だから申請によつて保護される、得られるかもしれない。知らない人は得する。たとえば寄与分一つでも、知っている人は——これは寄与分は申請ですかね。だから申請によつて保護される、得られるか知らないと非常に困らぬんかは、申請もいたしませんか。

○政府委員(貞家克己君) 最終的にはそういう結果になると思ひます。

○円山雅也君 そこで、そうすると私なんかが、裁判所のやることはそれほど新味のあることはないけれども、特にこの改正の法案が成立した場合に、法務省当局としては国民に、こういふうになつたんだよと、あなたにはこういう権利があり、だから国民のほとんどに周知徹底しないと、改正でせつからく得た妻の権利も何も絵にかいたものになつてしまふ。

そこでPRが大変必要だと思うんでござりますけれども、特にこの改正の法案が成立した場合に、法務省当局としては国民に、こういふうに、法務省当局としては国民に、こういふうになつたんだよと、あなたにはこういう権利がありますよと知らしめるPRについて特にお考えがありますか。

○政府委員(貞家克己君) 具体的には、まことに役所のやることはそれほど新味のあることはないわけござりますけれども、やはり雑誌でございまますとかラジオでござりますとかテレビでござります。

それから遺言につきまして公証人の団体、こうい

うような方面にはなるべく幅広く御依頼を申し上げまして、そういう面からも周知徹底と申しますか、認識を深めていただくという努力をいたしたいと、かように考えております。

○円山雅也君 お役所は特に私は国会議員にな

る前に辯見をしておりまして、お役所の中でも特に法務省のPRというものは下手ですね、法律関係は。たとえば今度の改正だって、恐らく法務省がPRされるとすれば、今度はこういうふうに改正になりました、だから奥さんよく御存じになって損をしないようにしてください。その順序でいく

だらうと思うんです、多分。私だったら局長、こ

ういきますよ。こし一年あなたの亭主を絶対死なせないようになさい、一月一日以降にしなさい

い、そうするとうんとあなたは得ですよと言

うと、奥さん方は何だろうと思って、何で夫をこと

しいっぱい生かしておかぬきやならないかと。そ

うすると、何だろうと聞いたところへ、実は改正

がこうあるからだと言う。つまり逆な、そういう

発想を少し——起承転結、序論があつて総論があ

つて各論があつて結論というんじゃなくて、結論

から少し持つてくるようなPRが必要じゃないか

と思う、特にこの法案の場合はですね。というの

は、サラ金問題ですね、サラ金の被害に遭った、

被害が続出していましたね、一時。あのときにも

しも法務省が利息制限法と俗に言う出資法、あれ

が周知徹底されていたらサラ金の高利に悩むなん

といふ事態あり得ないんですね。しかも新しい

法律つくる必要ない。ところが、ぼくはいろんな

ところで講演しましたけれども、大抵利息制限法

知らない。だから高利は約束した以上払わなければ

いけないと思う。思っているから追い詰められ

る。出資法でもって罰則があるんだと、約束した

つて向こうが処罰されるんだということも知らな

いから、約束した以上しおがないんだというの

で追い詰められる。あんなかもPRがあつたな

らば、親切なPRがあつたならば絶対にあの被害

は新しい立法をつくるまでもなく防げたと思うんで

すよね。ぜひひとつ、今度の場合せつかり

ばな民法の改正をやられたんですから、PRについてもお力をいただくよう希望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○委員長(峯山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま加瀬完君、阿良根登君及び永野義雄君が委員を辞任され、その補欠として佐藤三吾君、丸谷金保君及び坂元親男君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(峯山昭範君) その際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま加瀬完君、阿良根登君及び永野義雄君が委員を辞任され、その補欠として佐藤三吾君、丸谷金保君及び坂元親男君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

それでは、これより討論に入ります。

○寺田熊雄君 御異議なしと認めます。

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。

○寺田熊雄君 本法案は、妻の立場にある女性に

対して従来より高い評価を与えるを中心とす

るものであり、わが党としては五年前から同趣旨

の法案を提出していたところでありますから、こ

れに賛成するものであります。

○委員長(峯山昭範君) 本法案は、妻の立場から、本法案に關連する若干の問題について意見を述べた次第でござります。

○委員長(峯山昭範君) 他に御意見もなければ、

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(峯山昭範君) その際、委員の異動について御報告いたします。

それでは、これより採決に入ります。

○委員長(峯山昭範君) 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案を

問題に供します。

○委員長(峯山昭範君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

うです。最後に、国際私法関係を律する法例第十四条ないし第十六条及び第二十条は、婚姻の効力、夫婦財産制、離婚及び親子関係についていずれも夫の本國法による旨を定めておりますが、これは憲法やしに改正を検討せらるべきものであります。

法務大臣及び民事局長は、検討の必要を認めつつも、時間をかけて、と答弁せられました。これは問題の重要性や十分な調査を必要とする点を考慮せられたことによるものと思います。その点は了といたしますが、しかし問題は、男女の平等といふ高い次元の要請並びにこれに關する憲法上の原則にかかるものでありますからして、これら

の理想や要請、原則等は他の何物にも増して尊重せらるべきものであります。したがって、この点は速やかに検討を開始せらるべきものと考えます。

○委員長(峯山昭範君) 以上、本法案に賛成の立場から、本法案に關連する若干の問題について意見を述べた次第でござります。

○委員長(峯山昭範君) 本法案は、妻の立場から、本法案に關連する若干の問題について意見を述べた次第でござります。

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよなら。四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、外国人登録法の一部を改正する法律案

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、外人登録法の一部を改正する法律案

四月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよなら。四月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、外人登録法の一部を改正する法律案

四月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

(一)この請願は、地主（土地賃貸人）家主（土地賃借人・借地上建物賃貸人）店子（借家人・借地上建物賃借人）の三者が存在する土地建物利用関係における店子の保護を求めるものである。(二)地主と家主とが借地契約、家主と店子とが借家契約を結ぶ土地建物の利用形態は、現在、極めて一般的なものとなつてゐるが、右の場合、地主・家主間の借地契約が、家主の地代不払い解除されたときの店子の借家権の保護については、現行法上、なんらの規定も設けられていない。(三)このため、裁判所も、法律の規定を欠く以上、店子を家主の地代不払いの儀性にするのはやむを得ないものとなし、地主・家主間の契約が解除されれば、店子という子鶴もこけるという次第である。判したがつて、現在の仕組みによれば、誠実に家賃を払つてきている店子への一言の事前通知もない不意打解除によつて、建物賃借が覆滅されるのであり、土地建物利用の実情並びに、常識に照らして、誠に冷酷かつ非情なものとなつてゐる。そして現在、全国で、この不合理に極めて多数の店子が窮地に立たされている。右の点についての立法の空白状況は、一刻も早く改められるべきものと確信する。(四)少なくとも、地主に対し、解除前に一言、店子に対しても事情を通知することを義務付けるべきであると考える。店子に通知しても、立替払い等により善処されないとすれば解除を、対抗されてもやむをえないであろうが、不意打解除の横暴を許すことはできない。凶冷酷な不意打解除の弊害をなくして、現在の借家の仕組みに血を通わせるべきである。

## 理由

五月二日本委員会に左の案件が付託された。  
一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第二八五三号）第三〇二三号)

第二八五三号 昭和五十五年四月十九日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

第二八五三号

第三〇二三号 昭和五十五年四月二十四日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願  
請願者 京都市山科区大塚元屋敷町 松尾 昇利

第三〇二三号

第三〇二三号 昭和五十五年四月十九日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願  
紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第三〇二三号 昭和五十五年四月二十四日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願  
請願者 京都市伏見区深草西浦町六ノ六五 公園住宅一ノ七〇一 近藤秀樹  
紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。